

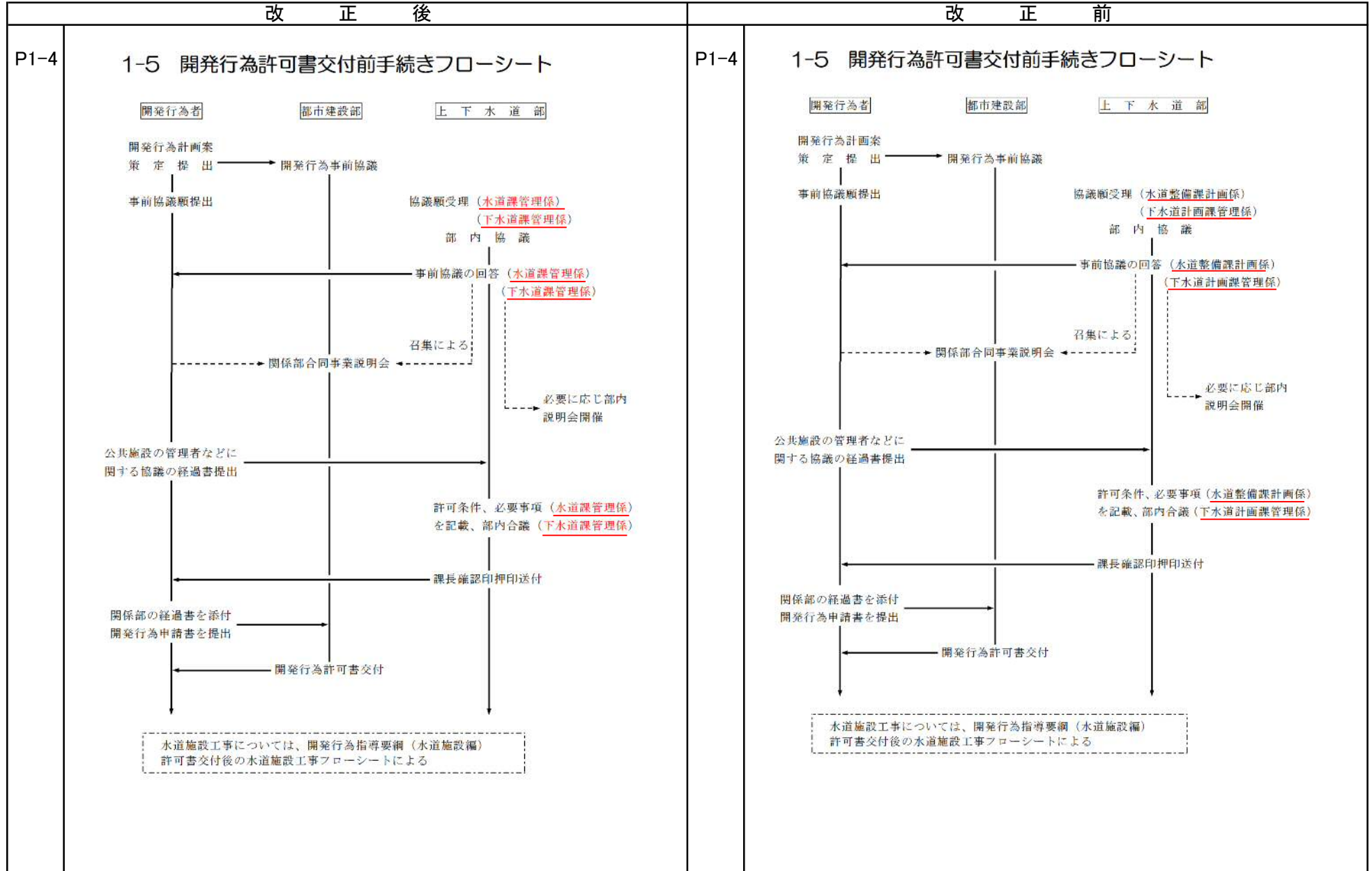
開発行為指導要綱

	改正後		改正前
P1-1	<p style="text-align: center;">第1章 水道施設・下水道施設 共通編</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この要綱は、都市計画法第29条に基づく開発行為、その他市長が必要と認めた開発行為に伴う水道施設工事及び下水道施設工事に適用する。また、水道施設は都市計画法上の公共施設に該当しないが、公共施設に準ずる扱いとする。</p> <p>1-2 設置の義務</p> <p>開発行為と認められたものは、都市計画法第33条第1項第3号及び第4号に基づき、水道施設及び下水道施設を施さなければならない。</p> <p>1-3 開発行為の手続き</p> <p>[1] 水道施設及び下水道施設に関する開発行為の手続きは、1-5 開発行為手続きフローシートによる。</p> <p>[2] 手続きに必要な図書は、1-6 添付図書一覧のとおりとする。</p> <p>[3] 手続きの主管は、水道施設については、上下水道部<u>水道課</u>とし、下水道施設工事については、上下水道部<u>下水道課</u>とする。ただし、給水管取り出しのみの開発行為手続きの主管は、上下水道部<u>水道窓口課</u>とする。</p> <p>[4] 事前協議について</p> <p>(1) 開発行為者（以下「行為者」という。）は、苫小牧市水道事業及び苫小牧市下水道事業（以下「上下水道部」という。）に対し、事前調査に基づく概略の開発計画を立て、「事前協議願書」の提出によって協議する。</p> <p>(2) 上下水道部は「事前協議願書」について、各課意見、要望などを精査し、部内調整を図った後に必要な条件を付して、行為者に回答する。</p> <p>(3) (1)について、行為者は必要に応じ「部内説明会」を開催する。</p> <p>(4) 行為者は、「事前協議」の回答を受け、「公共施設の管理者などに関する協議の経過書」を上下水道部に提出する。</p> <p>(5) 上下水道部は許可条件など必要事項を記載し、行為者に送付する。（<u>所属長確認印</u>の押印による。）</p>	P1-1	<p style="text-align: center;">第1章 水道施設・下水道施設 共通編</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この要綱は、都市計画法第29条に基づく開発行為、その他市長が必要と認めた開発行為に伴う水道施設工事及び下水道施設工事に適用する。また、水道施設は都市計画法上の公共施設に該当しないが、公共施設に準ずる扱いとする。</p> <p>1-2 設置の義務</p> <p>開発行為と認められたものは、都市計画法第33条第1項第3号及び第4号に基づき、水道施設及び下水道施設を施さなければならない。</p> <p>1-3 開発行為の手続き</p> <p>[1] 水道施設及び下水道施設に関する開発行為の手続きは、1-5 開発行為手続きフローシートによる。</p> <p>[2] 手続きに必要な図書は、1-6 添付図書一覧のとおりとする。</p> <p>[3] 手続きの主管は、水道施設については、上下水道部<u>水道整備課</u>とし、下水道施設工事については、上下水道部<u>下水道計画課</u>とする。ただし、給水管取り出しのみの開発行為手続きの主管は、上下水道部<u>水道管理課</u>とする。</p> <p>[4] 事前協議について</p> <p>(1) 開発行為者（以下「行為者」という。）は、苫小牧市水道事業及び苫小牧市下水道事業（以下「上下水道部」という。）に対し、事前調査に基づく概略の開発計画を立て、「事前協議願書」の提出によって協議する。</p> <p>(2) 上下水道部は「事前協議願書」について、各課意見、要望などを精査し、部内調整を図った後に必要な条件を付して、行為者に回答する。</p> <p>(3) (1)について、行為者は必要に応じ「部内説明会」を開催する。</p> <p>(4) 行為者は、「事前協議」の回答を受け、「公共施設の管理者などに関する協議の経過書」を上下水道部に提出する。</p> <p>(5) 上下水道部は許可条件など必要事項を記載し、行為者に送付する。（<u>課長名確認印</u>の押印による。）</p>

開発行為指導要綱

改正後	改正前
<p>P1-2</p> <p>[5] 水道施設工事及び下水道施設工事着手前の手続きについて</p> <p>(1) 行為者、または開発行為元請業者（以下「請負人」という。）は、水道施設工事及び下水道施設工事を請け負う施工業者（以下「下請負人」という。）と工事契約を交わさなければならない。下請負人の選定にあたっては、以下の要件を満たしたものと</p> <p>する。</p> <p>①配水管となる管及び消火栓の新設及び改良工事について苫小牧市発注の水道施設工事の入札参加資格要件を満たす事業者とする。</p> <p>②公共下水道管（污水管及び雨水管）となる管及び取付管・公共柵の新設及び改良工事について、苫小牧市発注の下水道施設工事の入札参加資格要件を満たす事業者とする。</p> <p>③給水装置工事について 苫小牧市長の指定を受けた指定事業者とする。</p> <p>[6] 工事施工について</p> <p>(1) 工事着手にあたり、下請負人は「工事工程表承認申請及び現場代理人等指定通知書」を上下水道部に提出する。</p> <p>(2) 工事施工方法は、「<u>（苫小牧市）水道工事標準仕様書</u>」、「<u>（苫小牧市）下水道工事標準仕様書</u>」、「<u>（苫小牧市）給水装置工事設計施工指針</u>」、「<u>（苫小牧市）排水設備設計施工要綱</u>」<u>取付管工事設計施工要綱</u>」（<u>（苫小牧市）上下水道部開発行為指導要綱</u>）（以下、「本要綱」という。）などを遵守するが、上下水道部と協議のうえ施工する。</p> <p>[7] 工事完成検査について</p> <p>(1) 下請負人は工事完成後、速やかに「工事完成届及び検査依頼書」を上下水道部に提出し、工事完成日から14日以内に工事完成検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 完成図書は、1-6添付図書一覧（p.1-5～1-6）のとおりとし、工事完成検査前に上下水道部に提出しなければならない。</p> <p>(3) 工事完成検査は各施設担当<u>所属長</u>が行う。</p> <p>[8] 検査後の手続き</p> <p>(1) 上下水道部は、工事完成検査によって完成図書、水道施設及び下水道施設が開発行為の許可内容に適合していると認められた場合、行為者に対しこれを証明する「工事検査済証」を交付する。</p>	<p>P1-2</p> <p>[5] 水道施設工事及び下水道施設工事着手前の手続きについて</p> <p>(1) 行為者、または開発行為元請業者（以下「請負人」という。）は、水道施設工事及び下水道施設工事を請け負う施工業者（以下「下請負人」という。）と工事契約を交わさなければならない。下請負人の選定にあたっては、以下の要件を満たしたものと</p> <p>する。</p> <p>①水道施設の帰属後、配水管となる管及び消火栓の新設及び改良工事について 苫小牧市発注の水道施設工事の入札参加資格要件を満たす事業者とする。</p> <p>②下水道施設の帰属後、公共下水道管（污水管及び雨水管）となる管及び取付管・公共柵の新設及び改良工事について、苫小牧市発注の下水道施設工事の入札参加資格要件を満たす事業者とする。</p> <p>③給水装置工事について 苫小牧市長の指定を受けた指定事業者とする。</p> <p>[6] 工事施工について</p> <p>(1) 工事着手にあたり、下請負人は「工事工程表承認申請及び現場代理人等指定通知書」を上下水道部に提出する。</p> <p>(2) 工事施工方法は、「<u>（苫小牧市）水道工事標準仕様書</u>」、「<u>（下水道工事標準仕様書</u>」、「<u>（苫小牧市）給水装置工事設計施工指針</u>」、「<u>（苫小牧市）上下水道部開発行為指導要綱</u>）」（以下、「本要綱」という。）などを遵守するが、上下水道部と協議のうえ施工する。</p> <p>[7] 工事完成検査について</p> <p>(1) 下請負人は工事完成後、速やかに「工事完成届及び検査依頼書」を上下水道部に提出し、工事完成日から14日以内に工事完成検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 完成図書は、1-6添付図書一覧（p.1-5～1-6）のとおりとし、工事完成検査前に上下水道部に提出しなければならない。</p> <p>(3) 工事完成検査は各施設担当<u>課長</u>が行う。</p> <p>[8] 検査後の手続き</p> <p>(1) 上下水道部は、工事完成検査によって完成図書、水道施設及び下水道施設が開発行為の許可内容に適合していると認められた場合、行為者に対しこれを証明する「工事検査済証」を交付する。</p>

開発行為指導要綱



開発行為指導要綱

改正後		改正前													
P1-6	種別	事前協議	協議経過	審査・工事監督依頼	工事完成	施設帰属	備考	P1-6	種別	事前協議	協議経過	審査・工事監督依頼	工事完成	施設帰属	備考
	工事工程表・現場代理人等通知書 (工事工程表)			○			着工前に水道課へ提出 工事着工前に水道・下水道別業で提出		○			○			着工前に水道整備課へ提出 工事着工前に水道・下水道別業で提出
	(現場代理人経歴書)			○			着工前に水道課へ提出		○			○			着工前に水道整備課へ提出
	(主任技術者経歴書)			○			着工前に水道課へ提出		○			○			着工前に水道整備課へ提出
	各種占用、使用許可証、及び承認書等 (写し)及び関係図書一式			○			工事着工前に水道・下水道別業で提出		○			○			工事着工前に水道・下水道別業で提出
	水道施設工事契約書(又は見積書)			○			着工前に水道課へ提出		○			○			着工前に水道整備課へ提出
	配水平面図			○2部			着工前に水道課へ提出		○2部			○2部			着工前に水道整備課へ提出
	水道施設作工図			○2部			着工前に水道課へ提出		○2部			○2部			着工前に水道整備課へ提出
	配管施工図・縦断図			○2部			着工前に水道課へ提出		○2部			○2部			着工前に水道整備課へ提出
	下水道施設使用材料調書			○			工事着工前に下水道課へ提出し、承認を得る		○			○			下水道課へ提出し、承認を得る
	工事完成届及び検査依頼書(水道)				○		水道課へ提出					○			水道整備課へ提出
	下水道施設工事完了届及び検査依頼書				○		下水道課へ提出					○			下水道課へ提出
	工事完成写真				○		水道・下水道別業で提出					○			水道・下水道別業で提出
	開発行為検査済書(写し)					○	水道・下水道別業で提出					○			水道・下水道別業で提出
	水道施設帰属届					○	水道課へ提出					○			水道整備課へ提出
	水道施設工事完成図				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	水道施設出来高表				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	水道施設工事写真				○		水道課へ提出					○			水道整備課へ提出
	下水道施設帰属届					○	下水道課へ提出					○			下水道課へ提出
	出来形図 汚水雨水平面図				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	出来形図 道路定規図(水・汚・雨)				○	○	水道・下水道別業で提出					○	○		水道・下水道別業で提出
	出来形図 汚水排水縦断面図				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	出来形図 雨水排水縦断面図				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	出来形図 取付管及び公共平面図 *				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	出来形図 下水道施設構造図				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	出来形図 特殊V&B構造図 *				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	下水道施設出来高とりまとめ表				○	○	設計値・竣工値(失書)記載					○	○		設計値・竣工値(失書)記載
	下水道施設工事写真				○		下水道課へ提出					○			下水道課へ提出
品質管理書類・その他竣工書類				○		水道・下水道別業で提出				○			水道・下水道別業で提出		
配水管管理台帳					○	水道課へ提出				○			水道整備課へ提出		
消火栓台帳					○	水道課へ提出				○			水道整備課へ提出		
仕切弁開閉状況図					○協議	水道課へ提出				○協議			水道整備課へ提出		
下水道管理台帳				○	○	台帳加筆修正				○	○		台帳加筆修正		
各種占用名義変更等書類一式				○	○	水道・下水道別業で提出				○	○		水道・下水道別業で提出		
念書・覚書等				○	○	水道・下水道別業で提出				○	○		水道・下水道別業で提出		
完成データ(CD・DVD) (JWW・P21・DXF・PDF又はXDW 4形式で保存)				○	○	位置図・区域図・竣工図等を水道・下水道別業で提出				○	○		位置図・区域図・竣工図等を水道・下水道別業で提出		
その他必要書類	○	○		○	○					○	○				

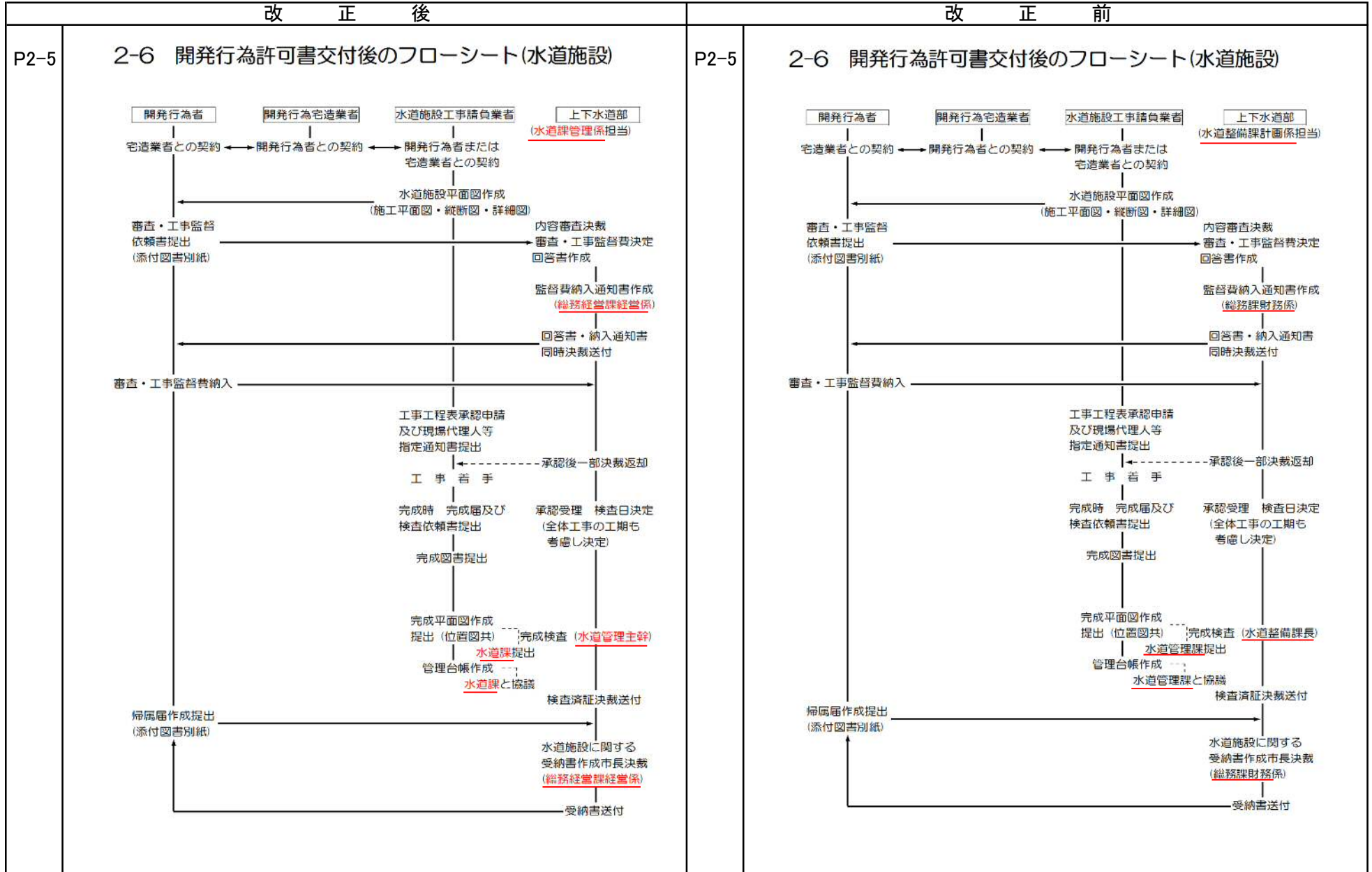
※注1 詳細については、上下水道部と協議すること。 *印は、必要に応じて提出とする
 ※注2 提出書類は、水道事業(水道施設)・下水道事業(下水道施設)を各別業で作成し、担当部署に各々提出する。

※注1 詳細については、上下水道部と協議すること。 *印は、必要に応じて提出とする
 ※注2 提出書類は、水道事業(水道施設)・下水道事業(下水道施設)を各別業で作成し、担当部署に各々提出する。

開発行為指導要綱

	改正後		改正前
P2-3	<p>(3) 受水及びポンプ施設</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受水槽容量は、開発区域内の計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、これに消火水量を加算する。 ② 受水槽入り口には、元メータの設置を原則とする。 ③ ポンプは必要台数に予備1台を加え、運転方法により夜間、<u>小流量用ポンプ</u>も併設する。また、必要に応じ消火栓ポンプを設置するが、消防本部と協議し決定する。 ④ ポンプの制御方法は、安定性、確実性、<u>運転効率</u>並びに保守管理の容易さなどを十分考慮して決定すると共に、<u>自家発電機</u>など非常用設備を設置する。 ⑤ 高架水槽容量は、開発区域内の計画1日最大給水量の1時間分を標準とし、これに消火水量を加算する。 ⑥ これらの施設には警報装置の設置を原則とするが、上下水道部と協議し決定する。 <p>2-3 設計基本事項</p> <p>[1] 全体設計基本事項</p> <p>(1) 水道施設の設計、施工、また使用材料は、以下に記された指針、要綱などによるが、上下水道部と協議し承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「水道施設設計指針」 (日本水道協会) ② 「水道工事標準仕様書」 (日本水道協会) ③ 「苫小牧市水道工事標準仕様書」 ④ 「苫小牧市給水装置工事設計施工指針」 ⑤ 「苫小牧市水道工事承認資材一覧表」 <p>(2) 施工計画高は、上下水道部と協議する。</p> <p>[2] 配水管</p> <p>(1) 管路中、必要に応じ空気弁(地下式消火栓・ツーポートバルブなど)、排泥装置などを設置する。</p> <p>(2) 仕切弁は、1スパン1箇所を原則とするが、特に延長が長い場合は複数とし、設置位置は交差点部を避ける。</p>	P2-3	<p>(3) 受水及びポンプ施設</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受水槽容量は、開発区域内の計画1日最大給水量の12時間分を標準とし、これに消火水量を加算する。 ② 受水槽入り口には、元メータの設置を原則とする。 ③ ポンプは必要台数に予備1台を加え、運転方法により夜間、<u>少流量用ポンプ</u>も併設する。また、必要に応じ消火栓ポンプを設置するが、消防本部と協議し決定する。 ④ ポンプの制御方法は、安定性、確実性、<u>運転効果</u>並びに保守管理の容易さなどを十分考慮して決定すると共に、<u>自家発電</u>など非常用設備を設置する。 ⑤ 高架水槽容量は、開発区域内の計画1日最大給水量の1時間分を標準とし、これに消火水量を加算する。 ⑥ これらの施設には警報装置(コルソス等)の設置を原則とするが、上下水道部と協議し決定する。 <p>2-3 設計基本事項</p> <p>[1] 全体設計基本事項</p> <p>(1) 水道施設の設計、施工、また使用材料は、以下に記された指針、要綱などによるが、上下水道部と協議し承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「水道施設設計指針」 (日本水道協会) ② 「水道工事標準仕様書」 (日本水道協会) ③ 「苫小牧市水道工事標準仕様書」 ④ 「苫小牧市給水装置工事設計施工指針」 ⑤ 「苫小牧市水道工事承認資材一覧表」 <p>(2) 施工計画高は、上下水道部と協議する。</p> <p>[2] 配水管</p> <p>(1) 管路中、必要に応じ空気弁(地下式消火栓・ツーポートバルブなど)、排泥装置などを設置する。</p> <p>(2) 仕切弁は、1スパン1箇所を原則とするが、特に延長が長い場合は複数とし、設置位置は交差点部を避ける。</p>

開発行為指導要綱



開発行為指導要綱

	改 正 後		改 正 前
P3-1	<p style="text-align: center;">第 3 章 下水道施設編</p> <p>3-1 開発行為許可書交付後の手続き</p> <p>3-1-1 手続き</p> <p>(1) 下水道施設に関する開発行為手続き 手続きに必要な図書は、1-6 添付図書一覧表 (p.1-5~1-6) のとおりとし、書式は巻末の申請関係様式によるものとする。</p> <p>(2) 許可交付後の下水道施設工事フローシート 下水道施設に関する開発行為許可書交付後の手続きは、3-6 許可交付後のフローシート(下水道施設) (p.3-23) による。</p> <p>(3) 注意事項 下水道施設工事が2工区以上で、かつ施工時期が異なる場合は、工区ごとに帰属することを原則とする。</p> <p>3-1-2 設置の義務及び基準</p> <p>(1) 設置の義務 開発行為と認められたものが<u>下水道計画区域内にあるときは</u>、下水道施設を施さなければならない。(都市計画法 33 条第 1 項第 3 号)</p> <p>(2) 施設の基準 開発行為者は、当市下水道事業管理者(上下水道部)と十分な打ち合わせを行い、設置しようとする下水道施設が苦小牧圏都市計画下水道及び法で定められている施設の技術的基準と合致するように「本要綱」に基づいて計画・設置しなければならない。なお技術的細則は別に定める。(都市計画法 32 条、同法 33 条第 1 項第 3 号、政令 26 条の各項)</p> <p>(3) 汚水管の接続 <u>汚水管は、開発区域面積ではなく、下水道施設平面図の面積について満足する能力とすること。</u> 汚水管の流末は、既設下水道管及び終末処理場施設に接続されなければならない。(都市計画法 33 条第 1 項第 3 号各項)</p> <p>(4) 雨水管の接続 <u>雨水管は、開発区域面積ではなく、下水道施設平面図の面積について満足する能力とすること。</u>流末は行為者が放流先水域の管理者の同意を得て位置を定めること。(都市計画法 33 条第 3 項、政令 26 条各項)</p> <p>3-2 計画</p> <p>3-2-1 計画基本事項</p> <p>(1) 全体計画基本事項 開発区域内の下水道施設は、区域内の規模・計画人口等から想定される汚水量、及び、地形・降水量等から想定される雨水量を支障なく処理できるように計画しなければならない。 市街区区域内における開発行為は、苦小牧圏都市計画下水道及び苦小牧市公共下水道事業計画に合致させること。</p>	P3-1	<p style="text-align: center;">第 3 章 下水道施設編</p> <p>3-1 開発行為許可書交付後の手続き</p> <p>3-1-1 手続き</p> <p>(1) 下水道施設に関する開発行為手続き 手続きに必要な図書は、1-6 添付図書一覧表 (p.1-5~1-6) のとおりとし、書式は巻末の申請関係様式によるものとする。</p> <p>(2) 許可交付後の下水道施設工事フローシート 下水道施設に関する開発行為許可書交付後の手続きは、3-6 許可交付後のフローシート(下水道施設) (p.3-23) による。</p> <p>(3) 注意事項 下水道施設工事が2工区以上で、かつ施工時期が異なる場合は、工区ごとに帰属することを原則とする。</p> <p>3-1-2 設置の義務及び基準</p> <p>(1) 設置の義務 開発行為と認められたものは、下水道施設を施さなければならない。 (都市計画法 33 条第 1 項第 3 号)</p> <p>(2) 施設の基準 開発行為者は、当市下水道事業管理者(上下水道部)と十分な打ち合わせを行い、設置しようとする下水道施設が苦小牧圏都市計画下水道及び法で定められている施設の技術的基準と合致するように「本要綱」に基づいて計画・設置しなければならない。なお技術的細則は別に定める。(都市計画法 32 条、同法 33 条第 1 項第 3 号、政令 26 条の各項)</p> <p>(3) 汚水管の接続 汚水管の流末は、既設下水道管及び終末処理場施設に接続されなければならない。(都市計画法 33 条第 1 項第 3 号各項)</p> <p>(4) 雨水管の接続 <u>雨水管は、開発区域内のみではなく、周辺部からの流入も考慮したものでなければならない。</u>この際、流末は行為者が放流先水域の管理者の同意を得て位置を定めること。(都市計画法 33 条第 3 項、政令 26 条各項)</p> <p>3-2 計画</p> <p>3-2-1 計画基本事項</p> <p>(1) 全体計画基本事項 開発区域内の下水道施設は、区域内の規模・計画人口等から想定される汚水量、及び、地形・降水量等から想定される雨水量を支障なく処理できるように計画しなければならない。 市街区区域内における開発行為は、苦小牧圏都市計画下水道及び苦小牧市公共下水道事業計画に合致させること。</p>

開発行為指導要綱

	改正後	改正前	
P3-3	<p>3-2-3 流量の決め方</p> <p>(1) 汚水量 対象水量は時間最大汚水量とする。(汚水量は計画係と別途協議して決定) $\text{汚水量 } Q(\text{m}^3/\text{sec}) = \frac{\text{ha 当り汚水量原単位} (\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{日}) \times \text{流入面積} (\text{ha})}{(24\text{hr}/\text{日} \times 60\text{min}/\text{hr} \times 60\text{sec}/\text{min})}$ $= \text{ha 当り汚水量原単位} \times \text{流入面積} \div 86,400$ <u>ha 当り汚水量原単位については、処理区により違うことから</u>計画係と別途協議して決定する。 上記手法算出値に上記管渠余裕率を勘案して管径、勾配を決定する。</p> <p>(2) 雨水量 合理式を使用し、雨水量を算定する。(雨水量は計画係と別途協議して決定) $Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \quad (\text{m}^3/\text{sec})$ ここに、Q：流量 (m³/sec) C：流出係数(各用途毎に異なり、諸数値は別途協議) I：降雨強度 10年確率 $I = 4,879 / (t + 31)$ (min) t：流達時間=流入時間 (7min) + 流下時間 流下時間=管渠延長 ÷ 0.9m/sec ÷ 60sec/min A：流入面積 (ha) 上記手法算出値にて管径、勾配の決定をする。合流管の取り扱いは別途協議とする。</p>	P3-3	<p>3-2-3 流量の決め方</p> <p>(1) 汚水量 対象水量は時間最大汚水量とする。(汚水量は計画係と別途協議して決定) $\text{汚水量 } Q(\text{m}^3/\text{sec}) = \frac{1 \text{人} 1 \text{日時間最大汚水量} (\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{日}) \times \text{人口密度} (\text{人} \cdot \text{ha}) \times \text{流入面積} (\text{ha})}{(24\text{hr}/\text{日} \times 60\text{min}/\text{hr} \times 60\text{sec}/\text{min})}$ $= 1 \text{人} 1 \text{日時間最大汚水量} \times \text{人口密度} \times \text{流入面積} \div 86,400$ <u>1人1日時間最大汚水量、人口密度については、地区により違うことから</u>計画係と別途協議して決定する。 上記手法算出値に上記管渠余裕率を勘案して管径、勾配を決定する。</p> <p>(2) 雨水量 合理式を使用し、雨水量を算定する。(雨水量は計画係と別途協議して決定) $Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \quad (\text{m}^3/\text{sec})$ ここに、Q：流量 (m³/sec) C：流出係数(各用途毎に異なり、諸数値は別途協議) I：降雨強度 10年確率 $I = 4,879 / (t + 31)$ (min) t：流達時間=流入時間 (7min) + 流下時間 流下時間=管渠延長 ÷ 0.9m/sec ÷ 60sec/min A：流入面積 (ha) 上記手法算出値にて管径、勾配の決定をする。合流管の取り扱いは別途協議とする。</p>

改正後

改正前

P3-6

3-2-6 末端マンホールの位置について

(1) 末端マンホールの位置

汚水管の巻末は宅地境界とする。(図 3-2-6-1 参照)

雨水管の末端は、図 3-2-6-2 のとおりとする。

背割りについては、雨・汚水共通で 20m を標準とする。(図 3-2-6-1 参照)

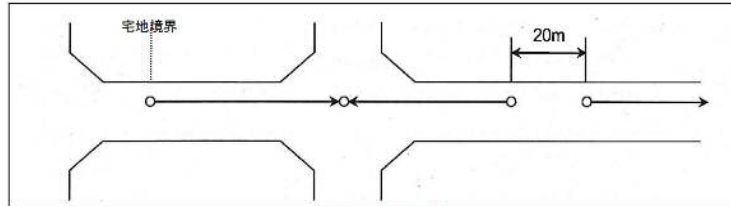
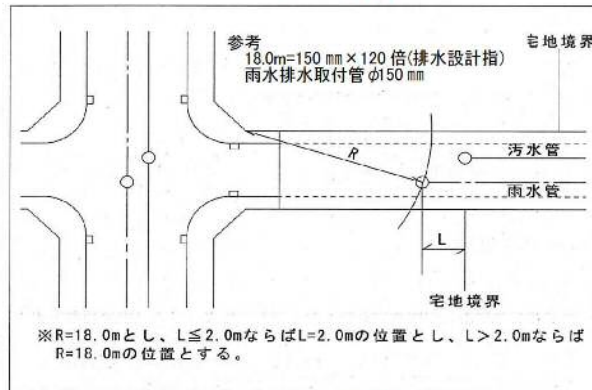


図 3-2-6-1



※R=18.0mとし、L≦2.0mならばL=2.0mの位置とし、L>2.0mならばR=18.0mの位置とする。

図 3-2-6-2

3-2-7 マンホールの配置 (スパン延長)

(1) マンホールの配置

維持管理性を考慮して原則、マンホール間を均等配置とする(経済性のみを重視して上流管の延長を伸ばすことはしない)。但し、現場条件により均等配置が難しい場合や、あまりにも不経済となる場合は、この限りでない。

マンホールの配置は、表 3-2-7 のとおりとする。但し、推進工法については現場状況、推進機械の能力等に応じて適宜スパン長を広狭することができる。

また、人孔部で極力落差をとること。(2 cm以上)

表 3-2-7

管径 (mm)	φ1000 以下	φ1500 以下	φ1650 以上
最大間隔 (m)	100m	150m	200m

P3-6

3-2-6 末端マンホールの位置について

(1) 末端マンホールの位置

汚水管の巻末は宅地境界とする。(図 3-2-2 参照)

雨水管の末端は、図 3-2-2 のとおりとする。

背割りについては、雨・汚水共通で 20m とする。(図 3-2-1 参照)

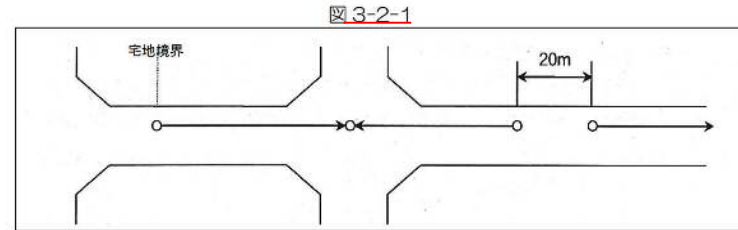
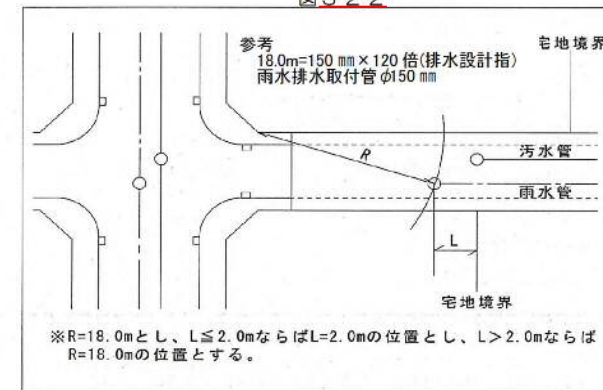


図 3-2-2



※R=18.0mとし、L≦2.0mならばL=2.0mの位置とし、L>2.0mならばR=18.0mの位置とする。

3-2-7 マンホールの配置 (スパン延長)

(1) マンホールの配置

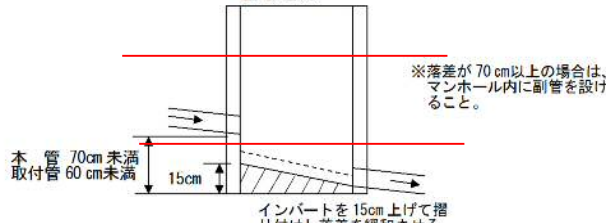
維持管理性を考慮して原則、均等配置とする(経済性のみを重視して上流管の延長を伸ばすことはしない)。但し、現場条件により均等配置が難しい場合や、あまりにも不経済となる場合は、この限りでない。

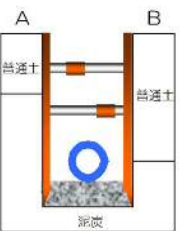
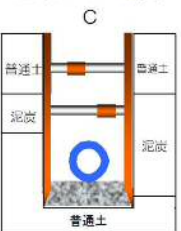
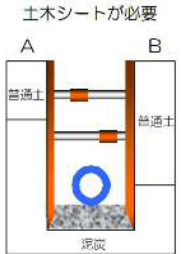
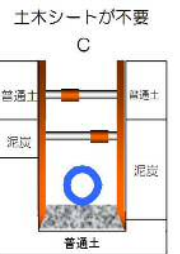
マンホールの配置は、表 3-2-7 のとおりとする。但し、推進工法については現場状況、推進機械の能力等に応じて適宜スパン長を広狭することができる。

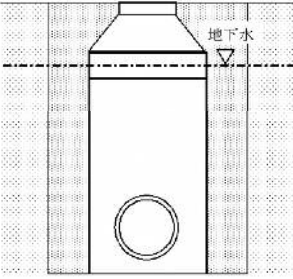
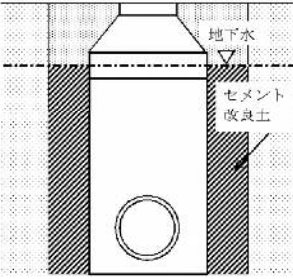
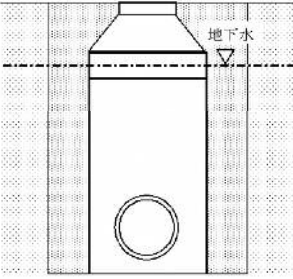
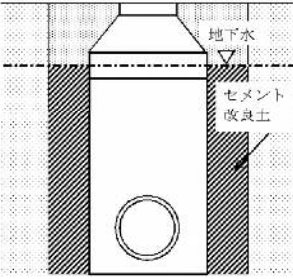
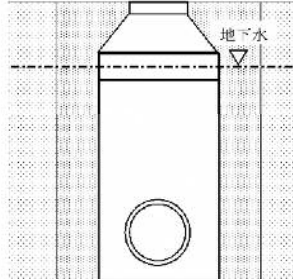
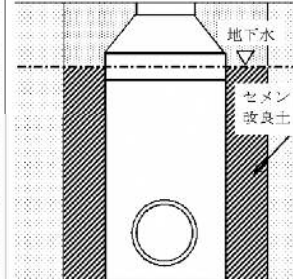
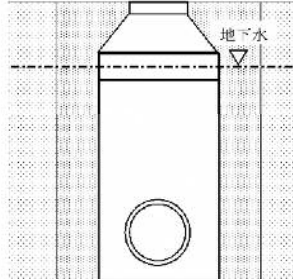
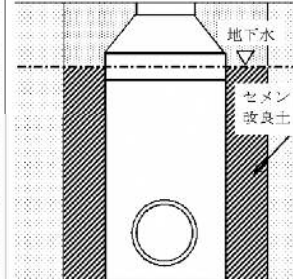
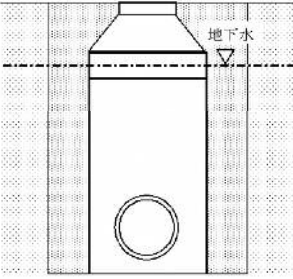
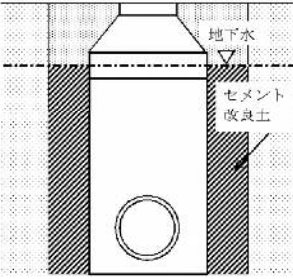
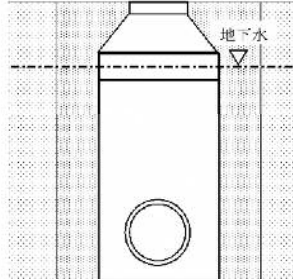
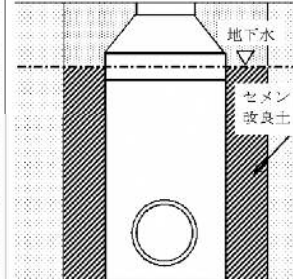
また、人孔部で極力落差をとること。(2 cm程度)

表 3-2-7

管径 (mm)	φ1000 以下	φ1500 以下	φ1650 以上
最大間隔 (m)	100m	150m	200m

	改正後	改正前												
P3-7	<p>3-2-8 最小管径の取扱い</p> <p>(1) 最小管径 污水管は、施工地区に関係なく、φ200mmとする。 雨水管は、施工地区に関係なく、φ250mmとする。 φ200mm～φ350mmについては、原則としてリブ付硬質塩化ビニル管を使用する。</p> <p>3-2-9 マンホールの最大落差</p> <p>(1) マンホールの最大落差 マンホールの最大落差は、雨水管の場合に限り次表によること。また、次表より落差が大きくなる場合は別途協議すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-9</p> <table border="1" data-bbox="394 501 949 576"> <thead> <tr> <th>適用管径</th> <th>最大落差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ200mm～φ600mm</td> <td>2.0m以下</td> </tr> <tr> <td>φ700mm～</td> <td>1.5m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※汚水本管の落差と副管の設置は、p.3-16の3-3-9(3)を参照。</p> <p>3-3 設計・施工</p> <p>3-3-1 設計基本事項</p> <p>(1) 全体設計基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設的设计・施工・使用部材は、「下水道施設計画・設計指針と解説」、「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「下水道土木工事必携(案)《公益社団法人日本下水道協会発行》」、「下水道工事標準仕様書《苫小牧市上下水道部》」、「苫小牧市下水道標準図集《苫小牧市上下水道部》」、「取付管工事設計施工要綱《苫小牧市上下水道部》」によるものとする。 なお、設計・施工・使用部材にあたっては、上下水道部と協議し、事前に承認を受けなければならない。 水準点(B.M)は、苫小牧市下水道水準点を上下水道部の指示に従い使用しなければならない。 	適用管径	最大落差	φ200mm～φ600mm	2.0m以下	φ700mm～	1.5m以下	<p>3-2-8 最小管径の取扱い</p> <p>(1) 最小管径 污水管は、施工地区に関係なく、φ200mmとする。 雨水管は、施工地区に関係なく、φ250mmとする。 φ200mm～φ350mmについては、原則としてリブ付硬質塩化ビニル管を使用する。</p> <p>3-2-9 マンホールの最大落差</p> <p>(1) マンホールの最大落差 マンホールの最大落差は、雨水管の場合に限り次表によること。また、次表より落差が大きくなる場合は別途協議すること。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-8</p> <table border="1" data-bbox="1357 509 1912 584"> <thead> <tr> <th>適用管径</th> <th>最大落差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ200mm～φ600mm</td> <td>2.0m以下</td> </tr> <tr> <td>φ700mm～</td> <td>1.5m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※汚水本管の落差と副管の設置は、p.3-16の3-3-9(3)を参照。</p> <p>汚水管においては、落差が70cm未満はインバートの高さを最大15cm上げて摺り付けし落差を緩和させる(図3-2-3参照)。それ以上の落差が生じる場合は、マンホール内に「副管」を設けること。(本管の副管についてはp.3-16 3-3-9(3)を参照、なお、取付管の副管については、p.3-17 3-4-1(4)を参照。)</p> <p>また、「インバート」については、「苫小牧市下水道標準図集《苫小牧市上下水道部》」のp.5「インバート」を参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">図 3-2-3</p>  <p>※落差が70cm以上の場合、マンホール内に副管を設けること。</p>	適用管径	最大落差	φ200mm～φ600mm	2.0m以下	φ700mm～	1.5m以下
適用管径	最大落差													
φ200mm～φ600mm	2.0m以下													
φ700mm～	1.5m以下													
適用管径	最大落差													
φ200mm～φ600mm	2.0m以下													
φ700mm～	1.5m以下													
P3-7		<p>3-3 設計・施工</p> <p>3-3-1 設計基本事項</p> <p>(1) 全体設計基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設的设计・施工・使用部材は、「下水道施設計画・設計指針と解説」、「北海道建設部土木工事共通仕様書」、「下水道土木工事必携(案)《公益社団法人日本下水道協会発行》」、「下水道工事標準仕様書《苫小牧市上下水道部》」、「苫小牧市下水道標準図集《苫小牧市上下水道部》」、「取付管工事設計施工要綱《苫小牧市上下水道部》」によるものとする。 なお、設計・施工・使用部材にあたっては、上下水道部と協議し、事前に承認を受けなければならない。 水準点(B.M)は、苫小牧市下水道水準点を上下水道部の指示に従い使用しなければならない。 												

改 正 後	P3-10	改 正 前	P3-10										
<p>(2) 管渠基礎工の選定 B</p> <ul style="list-style-type: none"> 管渠基礎の選定-A で選定された基礎において、掘削底が泥炭層の場合、泥炭層を排除せずに、残置してもよい。ただし、はしご胴木基礎(舟基礎)を選定したことにより、泥炭層が完全に排除されかつ、下層支持地盤が良好である場合は、切込砂利による置換え基礎とする。 泥炭層は液状化する恐れのない地盤（下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 P.205）である。 1 スパン中で、掘削底の一部が泥炭となる場合は、泥炭を考慮して基礎選定する。 泥炭等粘性土以外の土質については液状化検討の対象となるため、置換え基礎となり得る。その際の置き換え材は、砂利を用いる（良質発生土は用いない）。 	<p>(3) 土木シート</p> <ol style="list-style-type: none"> 土木シートは、ポリプロピレン製とし、引張強度は 1470N/5cm 以上のものとする。 掘削底が泥炭層等軟弱地盤の際に使用し、詳細は次図の通りとする。ただし、中大口径施工の際は、十分に熟慮すること。 	<p>土木シートが必要</p>  <p>土木シートが不要</p> 	<p>図 3-3-2-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> A（泥炭層天端が管天端より上にある時）及び B（泥炭層天端が管天端より下にある時）の場合 <ul style="list-style-type: none"> 土木シート天端は管天端と同じとする。 C（掘削底が泥炭層とならない時）の場合 <ul style="list-style-type: none"> 土木シートは設置しない。 <p>③ 土木シートは所定床面掘削後、底・壁を平坦に仕上げた後土木シートを設置する。この時 10cm 以上重ね合わせて使用しなければならない。また土木シート上端は、たるまないように矢板、支保工に締結しなければならない。なお、シートのくり抜き等については、市の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-3-3 水替工</p>	<p>水替えを行う場合は、ノッチタンク・サニーホースの設置・排水する場所等、道路管理者や排水する所の管理者と事前に十分に協議して施工すること。</p> <p>なお、公共下水道の汚水管や雨水管に排出する場合は、「工事排水等(臨時排水)に伴う下水道使用料に係る減免に関する取扱要綱」に基づき、申請手続きを行なうこと。（排出量に応じて下水道使用料の支払いが生じます。）</p>	<p>(2) 管渠基礎工の選定 B</p> <ul style="list-style-type: none"> 管渠基礎の選定-A で選定された基礎において、掘削底が泥炭層の場合、泥炭層を排除せずに、残置してもよい。ただし、はしご胴木基礎(舟基礎)を選定したことにより、泥炭層が完全に排除されかつ、下層支持地盤が良好である場合は、切込砂利による置換え基礎とする。 泥炭層は液状化する恐れのない地盤（下水道施設の耐震対策指針と解説 2006 年版 P.138）である。 1 スパン中で、掘削底の一部が泥炭となる場合は、泥炭を考慮して基礎選定する。 泥炭等粘性土以外の土質については液状化検討の対象となるため、置換え基礎となり得る。その際の置き換え材は、砂利を用いる（良質発生土は用いない）。 泥炭が発生する場合は、「締め固めた土のコーン指数試験」を行い、基準値以上であることを確認するものとする。 	<p>(3) 土木シート</p> <ol style="list-style-type: none"> 土木シートは、ポリプロピレン製とし、引張強度は 1470N/5cm 以上のものとする。 掘削底が泥炭層等軟弱地盤の際に使用し、詳細は次図の通りとする。ただし、中大口径施工の際は、十分に熟慮すること。 	<p>土木シートが必要</p>  <p>土木シートが不要</p> 	<p>図 3-3-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> A（泥炭層天端が管天端より上にある時）及び B（泥炭層天端が管天端より下にある時）の場合 <ul style="list-style-type: none"> 土木シート天端は管天端と同じとする。 C（掘削底が泥炭層とならない時）の場合 <ul style="list-style-type: none"> 土木シートは設置しない。 <p>③ 土木シートは所定床面掘削後、底・壁を平坦に仕上げた後土木シートを設置する。この時 10cm 以上重ね合わせて使用しなければならない。また土木シート上端は、たるまないように矢板、支保工に締結しなければならない。なお、シートのくり抜き等については、市の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-3-3 水替工</p>	<p>水替えを行う場合は、ノッチタンク・サニーホースの設置・排水する場所等、道路管理者や排水する所の管理者と事前に十分に協議して施工すること。</p> <p>なお、公共下水道の汚水管や雨水管に排出する場合は、「工事排水等(臨時排水)に伴う下水道使用料に係る減免に関する取扱要綱」に基づき、申請手続きを行なうこと。（排出量に応じて下水道使用料の支払いが生じます。）</p>

	改正後		改正前																																
<p>P3-11</p> <p>3-3-4 土工</p> <p>(1) 流用土・置土 素堀の掘削を行う場合は、掘削面高さ及び勾配等を十分に調査・計画し、安全に工事が行えるようにすること。</p> <p>(2) 現場における掘削幅 <u>下水道管は、設計に掘削深さ・幅などの条件に基づいて構造計算を行い、管種を決定している。現場で掘削幅などを変更した場合、再度構造計算を行う必要があることに留意すること。</u></p> <p>(3) シルト質土の取扱い 泥炭と同じく、埋戻土として使用せず、捨土扱いとする。</p> <p>(4) 埋め戻し材 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定されたことを受け、使用可能な建設発生土はできるだけ有効利用すること（泥炭・シルト・凍土を除く）。</p> <p>3-3-5 液状化対策</p> <p>(1) 管路部（人孔部含む）の埋戻し 下水道工事に伴う掘削部の液状化対策することが義務づけられている。下記の表 3-3-5-1 にしたがって埋戻しの液状化対策を行う</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-5-1</p> <table border="1" data-bbox="324 726 1052 1321"> <thead> <tr> <th>埋戻し方法</th> <th>埋戻し土の締固め</th> <th>埋戻し土の固化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">概略図</td> <td>良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す</td> <td>地下水水位をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋戻し材料</td> <td>良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土</td> <td>現地発生土</td> </tr> <tr> <td>施工管理</td> <td>締固め度で90%以上</td> <td>締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm2</td> </tr> <tr> <td>適用箇所</td> <td>全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部</td> <td>重要な幹線における推進立坑部</td> </tr> </tbody> </table>	埋戻し方法	埋戻し土の締固め	埋戻し土の固化	概略図	良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す	地下水水位をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す			埋戻し材料	良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土	現地発生土	施工管理	締固め度で90%以上	締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm2	適用箇所	全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部	重要な幹線における推進立坑部	<p>P3-11</p> <p>3-3-4 土工</p> <p>(1) 流用土・置土 素堀の掘削を行う場合は、掘削面高さ及び勾配等を十分に調査・計画し、安全に工事が行えるようにすること。</p> <p>(2) 現場における掘削幅 掘削幅を現場サイドで広げた場合、管にかかる外圧強度が構造計算上変わるものがあり、<u>施工計画及び現場にてチェックする必要がある。また、掘削幅を広げる程度は2～3割増しとする。</u></p> <p>(3) シルト質土の取扱い 泥炭と同じく、埋戻土として使用せず、捨土扱いとする。</p> <p>(4) 埋め戻し材 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定されたことを受け、使用可能な建設発生土はできるだけ有効利用すること（泥炭・シルト・凍土を除く）。</p> <p>3-3-5 液状化対策</p> <p>(1) 管路部（人孔部含む）の埋戻し 下水道工事に伴う掘削部の液状化対策することが義務づけられている。下記の表 3-3-1 にしたがって埋戻しの液状化対策を行う</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-1</p> <table border="1" data-bbox="1265 726 1993 1321"> <thead> <tr> <th>埋戻し方法</th> <th>埋戻し土の締固め</th> <th>埋戻し土の固化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">概略図</td> <td>良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す</td> <td>地下水水位をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋戻し材料</td> <td>良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土</td> <td>現地発生土</td> </tr> <tr> <td>施工管理</td> <td>締固め度で90%以上</td> <td>締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm2</td> </tr> <tr> <td>適用箇所</td> <td>全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部</td> <td>重要な幹線における推進立坑部</td> </tr> </tbody> </table>	埋戻し方法	埋戻し土の締固め	埋戻し土の固化	概略図	良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す	地下水水位をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す			埋戻し材料	良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土	現地発生土	施工管理	締固め度で90%以上	締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm2	適用箇所	全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部	重要な幹線における推進立坑部
埋戻し方法	埋戻し土の締固め	埋戻し土の固化																																	
概略図	良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す	地下水水位をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す																																	
																																			
埋戻し材料	良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土	現地発生土																																	
施工管理	締固め度で90%以上	締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm2																																	
適用箇所	全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部	重要な幹線における推進立坑部																																	
埋戻し方法	埋戻し土の締固め	埋戻し土の固化																																	
概略図	良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す	地下水水位をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す																																	
																																			
埋戻し材料	良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土	現地発生土																																	
施工管理	締固め度で90%以上	締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm2																																	
適用箇所	全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部	重要な幹線における推進立坑部																																	

P3-12	改 正 後	P3-12	改 正 前																																	
	<p>(2) 液状化対策埋戻しの品質管理 埋戻し土の液状化対策として、以下のように品質管理を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-5-2</p> <table border="1" data-bbox="336 287 996 454"> <tr> <td>埋戻材料</td> <td>セメント改良土</td> <td>良質発生土等</td> </tr> <tr> <td>試験位置</td> <td>地下水位</td> <td>管上 30cm 付近 路床部</td> </tr> <tr> <td>試験内容</td> <td>現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） <small>※試験数量、規格値等はセメント改良土仕様書による。</small></td> <td>現場密度試験</td> </tr> </table> <p>※ なお、セメント改良土を用いた場合には、路床部（良質発生土等）においても埋め戻し土の品質管理（現場密度試験等）を行うこと。</p> <p>※ <u>各路線において管上 30cm 付近または路床部で試験を行い、全体を通して管上 30cm 付近と路床部の両方で試験を行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;">表 3-3-5-3</p> <table border="1" data-bbox="336 566 896 638"> <tr> <td>試験項目</td> <td>試験数量</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>現場密度試験</td> <td>路線 1 回以上かつ 3 回以上</td> <td>最大乾燥密度 90%以上</td> </tr> </table> <p>※ <u>1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定すること。</u></p> <p>※ 基礎部における液状化対策のため、砂利基礎の品質管理が必要であると認められるが、基礎部と埋め戻し部の品質管理は同様（締固め度 90%以上）であり、基礎厚が 20cm 程度（Rφ350mm 施工支那角 90 度）であれば、埋め戻し部における品質管理を基礎部に準用しても問題ないと考える（つまり、基礎部において品質管理は行わない）。しかしながら、セメント改良土による埋め戻し（液状化対策）は、重要な幹線で行うため、管径が大きくなることから必然的に基礎厚が厚くなり、また、切込砂利（基礎部）・セメント改良土（液状化対策埋戻し部）・良質発生土（埋め戻し部）と、それぞれ材質が異なることから、各層において品質管理を行うことが望ましい。</p> <p>※ 砕石による液状化対策は、平均粒径及び 10%粒径を 10mm 及び 1mm 以上の材料を用いることとなっている（下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 P.215）。切込砂利 0~40mm の粒度は、13.2mm→45~80%、0.60mm→10~30%なので、10%粒径が 1mm 以上に当たらないため、砕石と同様に透水性の高い材料とならない。よって切込砂利による施工は、良質土による液状化対策（締固め度 90%程度以上）と同様に考える。</p> <p>※ 道路土工の現場密度の新基準（H25.10.1 改定）により築造された道路に埋設する場合は、道路管理者と協議すること。</p> <p>3-3-6 管布設工</p> <p>(1) 管強度計算 マーストン公式の溝・盛土型の両計算を行い、小さな荷重値を使用する（活荷重は一般式を採用）。 土の単位体積重量は S I 単位（KN/m³）とする。</p> <p>(2) 管体計算時の活荷重の取扱い 車道：T-25 歩道：T-14 ※ なお、歩道直下に管を埋設する場合でも、車道からの影響範囲を考慮して検討する。</p> <p>(3) マンホールと管の接合部でのせん断防止 ①ヒューム管について ・耐震対策上、<u>マンホール継手部に 1 本の管を半分に切断した管（半管）</u>を使用する。 ・事前に管割図を作成し、上下水道部（下水道課）に承諾を得た後に施工するものとする。</p>	埋戻材料	セメント改良土	良質発生土等	試験位置	地下水位	管上 30cm 付近 路床部	試験内容	現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） <small>※試験数量、規格値等はセメント改良土仕様書による。</small>	現場密度試験	試験項目	試験数量	規格値	現場密度試験	路線 1 回以上かつ 3 回以上	最大乾燥密度 90%以上		<p>(2) 液状化対策埋戻しの品質管理 埋戻し土の液状化対策として、以下のように品質管理を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-2</p> <table border="1" data-bbox="1299 287 1960 454"> <tr> <td>埋戻材料</td> <td>セメント改良土</td> <td>良質発生土等</td> </tr> <tr> <td>試験位置</td> <td>地下水位</td> <td>管上 30cm 付近</td> </tr> <tr> <td>試験内容</td> <td>現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） <small>※試験数量、規格値等はセメント改良土仕様書による。</small></td> <td>現場密度試験 ※現場密度試験が適用できない場合は、球体落下試験</td> </tr> </table> <p>※ なお、セメント改良土を用いた場合には、路床部（良質発生土等）においても埋め戻し土の品質管理（現場密度試験等）を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-3</p> <table border="1" data-bbox="1299 518 1848 590"> <tr> <td>試験項目</td> <td>試験数量</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>現場密度試験</td> <td>3 回以上</td> <td>最大乾燥密度 90%以上</td> </tr> <tr> <td>球体落下試験</td> <td>3 回以上</td> <td>D=6.3cm 以下</td> </tr> </table> <p>※ 試験数量は原則 1 現場 3 回とし、現場に応じて上下水道部（下水道計画課）との協議により 1 現場 3 回以上とする。</p> <p>※ 現場密度試験において、各試験値の平均値が規格値を満足しなければならない。</p> <p>※ 基礎部における液状化対策のため、砂利基礎の品質管理が必要であると思われるが、基礎部と埋め戻し部の品質管理は同様（締固め度 90%以上）であり、基礎厚が 20cm 程度（Rφ350mm 施工支那角 90 度）であれば、埋め戻し部における品質管理を基礎部に準用しても問題ないと考える（つまり、基礎部において品質管理は行わない）。しかしながら、セメント改良土による埋め戻し（液状化対策）は、重要な幹線で行うため、管径が大きくなることから必然的に基礎厚が厚くなり、また、切込砂利（基礎部）・セメント改良土（液状化対策埋戻し部）・良質発生土（埋め戻し部）と、それぞれ材質が異なることから、各層において品質管理を行うことが望ましい。</p> <p>※ 砕石による液状化対策は、平均粒径及び 10%粒径を 10mm 及び 1mm 以上の材料を用いることとなっている（下水道施設の耐震対策指針と解説 2006 年版 P.145）。切込砂利 0~40mm の粒度は、13.2mm→45~80%、0.60mm→10~30%なので、10%粒径が 1mm 以上に当たらないため、砕石と同様に透水性の高い材料とならない。よって切込砂利による施工は、良質土による液状化対策（締固め度 90%程度以上）と同様に考える。</p> <p>※ 道路土工の現場密度の新基準（H25.10.1 改定）により築造された道路に埋設する場合は、道路管理者と協議すること。</p> <p>3-3-6 管布設工</p> <p>(1) 管強度計算 マーストン公式の溝・盛土型の両計算を行い、小さな荷重値を使用する（活荷重は一般式を採用）。 土の単位体積重量は S I 単位（KN/m³）とする。</p> <p>(2) 管体計算時の活荷重の取扱い 車道：T-25 歩道：T-14 ※なお、歩道直下に管を埋設する場合でも、車道からの影響範囲を考慮して検討する。</p> <p>(3) マンホールと管の接合部でのせん断防止 ①ヒューム管について ・耐震対策上、<u>マンホール継手部に短管を使用する。</u> ・事前に管割図を作成し、上下水道部（下水道計画課）に承諾を得た後に施工するものとする。 ②塩ビ管について</p>	埋戻材料	セメント改良土	良質発生土等	試験位置	地下水位	管上 30cm 付近	試験内容	現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） <small>※試験数量、規格値等はセメント改良土仕様書による。</small>	現場密度試験 ※現場密度試験が適用できない場合は、球体落下試験	試験項目	試験数量	規格値	現場密度試験	3 回以上	最大乾燥密度 90%以上	球体落下試験	3 回以上	D=6.3cm 以下
埋戻材料	セメント改良土	良質発生土等																																		
試験位置	地下水位	管上 30cm 付近 路床部																																		
試験内容	現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） <small>※試験数量、規格値等はセメント改良土仕様書による。</small>	現場密度試験																																		
試験項目	試験数量	規格値																																		
現場密度試験	路線 1 回以上かつ 3 回以上	最大乾燥密度 90%以上																																		
埋戻材料	セメント改良土	良質発生土等																																		
試験位置	地下水位	管上 30cm 付近																																		
試験内容	現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） <small>※試験数量、規格値等はセメント改良土仕様書による。</small>	現場密度試験 ※現場密度試験が適用できない場合は、球体落下試験																																		
試験項目	試験数量	規格値																																		
現場密度試験	3 回以上	最大乾燥密度 90%以上																																		
球体落下試験	3 回以上	D=6.3cm 以下																																		

改正後	改正前																														
<p>P3-13</p> <p>②塩ビ管について</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震対策上、マンホール継手部に1本の管を半分に切断した管(半管)を使用する。 事前に管割図を作成し、上下水道部(下水道課)に承諾を得た後に施工するものとする。 漏水防止の観点からくら型マンホール継手を使用する。 <p>(コンクリート用2種混合接着剤+番線又はアンカーボルトにて固定)</p> <p>(4) 管の固定</p> <p>管を布設した後、埋戻し等にて偏芯等の異常が起きないように、管を固定すること。固定にあたっては、管の両側に木杭を打込み番線で固定した後、管上 30 cmまで人力転圧し、以後、路床部分(舗装の路盤面下厚さ約 1mの層)においては 20 cm以下、それ以外の部分においては 30 cm以下の層状でランマー転圧して埋戻しする。なお、番線は、管天端まで埋戻し・転厚した後、切断すること。</p> <p>3-3-7 マンホール設置工</p> <p>(1) 中間スラブの使用</p> <p>マンホール深が、4.8m以上のものについて中間スラブを使用する。このとき、最小マンホールは 2号とする。</p> <p>(2) 鉄蓋</p> <p>① 鉄蓋の仕上げ高</p> <p>鉄蓋の仕上げ高は、原則既設路面高より 1cm 天端を下げる。特段の理由がある場合は別途協議すること。(※人孔縁石は、使用しない。)</p> <p>② 鉄蓋の向き</p> <p>鉄蓋受枠の足掛とマンホールの足掛の位置が一致するように設置する。なお、足掛位置は、原則として南北道路の場合：西側、東西道路の場合：北側に設置する。</p> <p>但し、足掛位置と管渠開口部が一致する場合で管渠の開口がない位置に変更した方がよい場合や、特に交通量が多い場合等で鉄蓋開口時に交通をできるだけ遮断しない様に位置を変更した方がよい場合などは、上下水道部と確認の上、足掛位置を変更すること。</p> <p>(3) 調整ブロック</p> <p>① 原則として、組み合わせについては将来調整しやすいように、上部に 5cm 厚ブロックを使用する。また、20~30cm 以内に抑える(調整ブロックには原則足掛けを付けない)。</p> <p>② 調整リングの組み合わせは以表の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-7-1</p> <table border="1" data-bbox="443 1077 913 1209"> <thead> <tr> <th>調整高</th> <th>調整リング 5cm</th> <th>調整リング 10cm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>2 枚</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>1 枚</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>2 枚</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>25cm</td> <td>3 枚</td> <td>1 枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 無収縮モルタル</p> <p>① 無収縮モルタルの調整高さは、2cm 以上 7cm 未満とする。</p> <p>(5) 塩ビマンホール(立上り管 VUφ300mm 鑄鉄製防護ハット)</p> <p>① 末端及び直線部における中間(管底差なし)においてのみ使用が可能である。</p>	調整高	調整リング 5cm	調整リング 10cm	10cm	2 枚	—	15cm	1 枚	1 枚	20cm	2 枚	1 枚	25cm	3 枚	1 枚	<p>P3-13</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水管：くら型マンホール継手を使用する(コンクリート用2種混合接着剤+番線又はアンカーボルトにて固定)。 雨水管：上・下流用マンホール継手を使用する。 <p>(4) 管の固定</p> <p>管を布設した後、埋戻し等にて偏芯等の異常が起きないように、管を固定すること。固定にあたっては、管の両側に木杭を打込み番線で固定した後、管上 30 cmまで人力転圧し、以後、路床部分(舗装の路盤面下厚さ約 1mの層)においては 20 cm以下、それ以外の部分においては 30 cm以下の層状でランマー転圧して埋戻しする。なお、番線は、管天端まで埋戻し・転厚した後、切断すること。</p> <p>3-3-7 マンホール設置工</p> <p>(1) 中間スラブの使用</p> <p>マンホール深が、4.8m以上のものについて中間スラブを使用する。このとき、最小マンホールは 2号とする。</p> <p>(2) 鉄蓋</p> <p>①鉄蓋の仕上げ高</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂利道：路面より 10cm 天端を下げる。 舗装道路：(車道部)舗装面より 1cm 天端を下げる。(歩道部)舗装面より 1cm 天端を下げる。 <p>(※人孔縁石は、使用しない。)</p> <p>② 鉄蓋の向き</p> <p>鉄蓋受枠の足掛とマンホールの足掛の位置が一致するように設置する。なお、足掛位置は、原則として南北道路の場合：西側、東西道路の場合：北側に設置する。</p> <p>但し、足掛位置と管渠開口部が一致する場合で管渠の開口がない位置に変更した方がよい場合や、特に交通量が多い場合等で鉄蓋開口時に交通をできるだけ遮断しない様に位置を変更した方がよい場合などは、上下水道部と確認の上、足掛位置を変更すること。</p> <p>(3) 調整ブロック</p> <p>① 原則として、組み合わせについては将来調整しやすいように、上部に 5cm 厚ブロックを使用する。また、20~30cm 以内に抑える(調整ブロックには原則足掛けを付けない)。</p> <p>② 調整リングの組み合わせは以表の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-4</p> <table border="1" data-bbox="1384 1061 1836 1189"> <thead> <tr> <th>調整高</th> <th>調整リング 5cm</th> <th>調整リング 10cm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>2 枚</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>1 枚</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>2 枚</td> <td>1 枚</td> </tr> <tr> <td>25cm</td> <td>3 枚</td> <td>1 枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 無収縮モルタル</p> <p>① 無収縮モルタルの調整高さは、2cm 以上 7cm 未満とする。</p> <p>(5) 塩ビマンホール(立上り管 VUφ300mm 鑄鉄製防護ハット)</p> <p>① 末端及び直線部における中間(管底差なし)においてのみ使用が可能である。</p> <p>② 維持管理上から連続使用は避けるものとする。</p> <p>③ 塩ビマンホールの使用は、リップ付塩化ビニル管φ200mm~φ300mmとする。</p>	調整高	調整リング 5cm	調整リング 10cm	10cm	2 枚	—	15cm	1 枚	1 枚	20cm	2 枚	1 枚	25cm	3 枚	1 枚
調整高	調整リング 5cm	調整リング 10cm																													
10cm	2 枚	—																													
15cm	1 枚	1 枚																													
20cm	2 枚	1 枚																													
25cm	3 枚	1 枚																													
調整高	調整リング 5cm	調整リング 10cm																													
10cm	2 枚	—																													
15cm	1 枚	1 枚																													
20cm	2 枚	1 枚																													
25cm	3 枚	1 枚																													

開発行為指導要綱

P3-14	改正後	P3-14	改正前
P3-14	<p>② 維持管理上から連続使用は避けるものとする。</p> <p>③ 塩ビマンホールの使用は、リブ付塩化ビニル管φ200mm～φ250mmとする。末端塩ビマンホールについては、ドロップ型を使用する。ただし汚水については、土被り1.2m以下までとし、1.2mを超えるものは従来型を使用する。雨水については、土被り1.6m以下までとし、1.6mを超えるものは従来型を使用する。</p> <p>④ 上記以外の場合においては、上下水道部（下水道課管理係）と必ず協議し、拡大解釈をしないこと。</p> <p>(6) 組立マンホール</p> <p>① 鉄蓋受枠がボルトによって固定されているため、モルタル（ハカマ）による固定はしない。</p> <p>② 調整ブロックの目地仕上げ（化粧）はしない。</p> <p>(7) インバート</p> <p>① 既設マンホールのインバートが打設されていない場合は、インバートを施工すること。</p> <p>② <u>インバートは標準図集に基づいて施工すること。</u></p> <p>③ <u>上下流で口径が違う場合、下流側の口径に合わせ施工する。ただし、直角方向から流入するインバートについては流入管径に合わせることを。</u></p> <p>④ 推進工において、発進立坑では2cm、到達立坑では5cmの管底差を設ける。</p> <p>⑤ <u>土被り、管底差及び埋設物の離隔に余裕がある場合は、人孔部で極力落差をとること。（2cm以上）</u></p> <p>(8) 組立マンホールの躯体最低寸法 H=0.9m以上を使用する。 (H=0.6mにするとマンホール内での作業が困難になるため)</p> <p>(9) 基礎工 マンホール部は、砂利基礎工の厚さを20cmとする。なお、砂利において、「<u>鉄鋼スラグ路盤材</u>」は使用しないこと。</p> <p>(10) 現場打ちマンホール</p> <p>① 現場打ちマンホール(特マン)の内径は、接続管外径に400mm(片側200mm)を加算し、100mm単位に切り上げた大きさとする。なお、最小長さは1200mmとする。</p> <p>② 内空長(高さ)については、現況地盤及び計画地盤にも左右されることもあるが、インバート天端からスラブ下までを最低2000mm(作業スペースの確保)とし、かつ流入管径の最も標高の高い位置(管外径)からスラブ下までを最低250mmとすることを原則とする。</p> <p>③ 現場打ちマンホールの構造計算は、下水道施設耐震設計計算例及びコンクリート標準示方書による。</p> <p>(11) コンクリートの品質管理 小規模工種(総使用量が50m³未満)の場合、認定工場の品質証明書を添付し省略できるものとする。ただし総使用量が50m³未満であっても、特殊及び重要な構造物に関わるものは、圧縮強度試験を行う。</p>	P3-14	<p>末端塩ビマンホールについては、ドロップ型を使用する。ただし汚水については、土被り1.2mまでとし、1.2m以上のものは従来型を使用する。</p> <p>雨水については、土被り1.6mまでとし、1.6m以上のものは従来型を使用する。</p> <p>④上記以外の場合においては、上下水道部（下水道計画課管理係）と必ず協議し、拡大解釈をしないこと。</p> <p>(6) 組立マンホール</p> <p>① 管径φ300mm～φ400mmにおいて0号マンホールを使用することができる。ただし、末端及び直線部における中間(管底差1.5cm以下)においてのみ使用が可能で、維持管理上から0号、0号及び0号一塩ビの連続使用は避けるものとする。</p> <p>②鉄蓋受枠がボルトによって固定されているため、モルタル（ハカマ）による固定はしない。</p> <p>③調整ブロックの目地仕上げ（化粧）はしない。</p> <p>(7) インバート</p> <p>①既設マンホールのインバートが打設されていない場合は、インバートを施工すること。</p> <p>②直角方向のインバートは、土被り及び管底差に余裕がある場合2cmの管底差を設ける。また、可能な限り偏芯させる。(1号～10cm、2号以上～15cm)</p> <p>③推進工において、発進立坑では2cm、到達立坑では5cmの管底差を設ける。</p> <p>④管底差70cm未満の落差があるマンホールは、インバートで15cm上げて迎えに行く。</p> <p>(8) 組立マンホールの躯体最低寸法 H=0.9m以上を使用する。(H=0.6mにするとマンホール内での作業が困難になるため)</p> <p>(9) 基礎工 マンホール部は、砂利基礎工の厚さを20cmとする。なお、砂利において、「<u>鉄鋼スラグ路盤材</u>」は使用しないこと。</p> <p>(10) 現場打ちマンホール</p> <p>①現場打ちマンホール(特マン)の内径は、接続管外径に400mm(片側200mm)を加算し、100mm単位に切り上げた大きさとする。なお、最小長さは1200mmとする。</p> <p>②内空長(高さ)については、現況地盤及び計画地盤にも左右されることもあるが、インバート天端からスラブ下までを最低2000mm(作業スペースの確保)とし、かつ流入管径の最も標高の高い位置(管外径)からスラブ下までを最低250mmとすることを原則とする。</p> <p>③現場打ちマンホールの構造計算は、下水道施設耐震設計計算例及びコンクリート標準示方書による。</p> <p>(11) コンクリートの品質管理 小規模工種(総使用量が50m³未満)の場合、認定工場の品質証明書を添付し省略できるものとする。ただし総使用量が50m³未満であっても、特殊及び重要な構造物に関わるものは、圧縮強度試験を行う。</p>

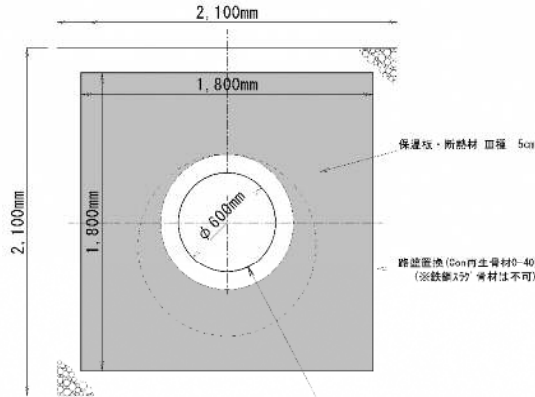
改正後

改正前

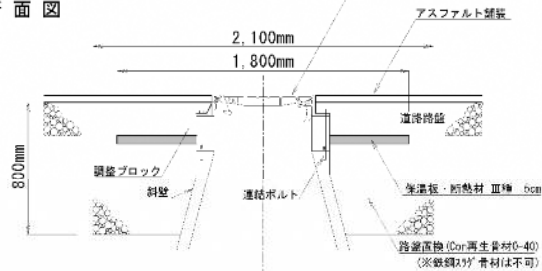
P3-15

(12) マンホール周囲凍上防止について
マンホール周囲凍上防止 (図 3-3-7-2 参照)

平面図



断面図



※「鉄鋼スラグ路盤材」は、水により固結し、pHが高いため、再掘削の施工や周辺環境への影響を考慮し、マンホール周囲の凍上防止材としては使用しないこと。

図 3-3-7-2

3-3-8 特殊な施設の設計

(1) マンホール内ポンプ等の設計

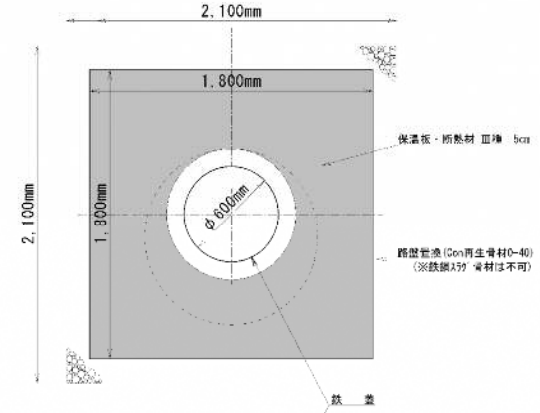
マンホール内ポンプ設置等の特殊な設計にあたっては、下水道課と綿密に協議し、経験者の意見等を反映して設計すること。また、維持管理に必要な仕様書及び能力、使用方法、維持管理仕様書、トラブル時のQ&Aを作成すること(帰属書類に添付すること)。

P3-15

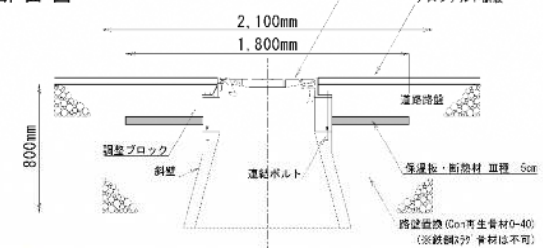
(12) マンホール周囲凍上防止について
マンホール周囲凍上防止 (図 3-3-4 参照)

図 3-3-4

平面図



断面図



※「鉄鋼スラグ路盤材」は、水により固結し、pHが高いため、再掘削の施工や周辺環境への影響を考慮し、マンホール周囲の凍上防止材としては使用しないこと。

3-3-8 特殊な施設の設計

(1) マンホール内ポンプ等の設計

マンホール内ポンプ設置等の特殊な設計にあたっては、下水道課と綿密に協議し、経験者の意見等を反映して設計すること。また、維持管理に必要な仕様書及び能力、使用方法、維持管理仕様書、トラブル時のQ&Aを作成すること(帰属書類に添付すること)。

	改正後	改正前																																										
P3-16	<p>3-3-9 その他</p> <p>(1) 縦断図の表記 原則として、管路下流側から管路上流側を見た断面図とする。 ガス管・水道管・汚水管・雨水管等が交差する場合は、縦断図にその管種・管径、及び管外面の高さと、クリアランスを各々明記するものとする。</p> <p>(2) 縦断図の柱状図の表記 柱状図に年度・番号を記入する。</p> <p>(3) 副管 ① 副管は汚水管において、本管及び管底差が次の場合に設置する。 表 3-3-9-1</p> <table border="1" data-bbox="360 456 913 528"> <thead> <tr> <th>本管径</th> <th></th> <th>管底差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ300mm以下のとき</td> <td>→</td> <td>70cm以上</td> </tr> <tr> <td>φ350mm以上のとき</td> <td>→</td> <td>90cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3-3-9-2</p> <table border="1" data-bbox="360 571 913 667"> <thead> <tr> <th>本管径</th> <th></th> <th>副管径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ200mm</td> <td>→</td> <td>φ125mm</td> </tr> <tr> <td>φ250mm～φ300mm</td> <td>→</td> <td>φ150mm</td> </tr> <tr> <td>φ350mm～φ400mm</td> <td>→</td> <td>φ200mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>② マンホール内副管とする。マンホールサイズは、同一マンホール内に2箇所以上の副管が設置されるときは、2号マンホールを最小とする。</p> <p>③ 施工上の理由により、マンホール内に30cm張り出すこととする。</p> <p>(4) 地下埋設物の表示 下水道管の内、本管及び取付管については、その位置をマンホールや柵から確認可能なため、管種を問わず保安表示を省略する。なお、圧送管については全てについて保安表示を行う。</p> <p>3-4 取付管・公共柵</p> <p>3-4-1 取付管</p> <p>(1) 取付管の使用材料 取付管は下水道用硬質塩化ビニル管φ100mmを標準とし、本管の中心線と直角に取付ける。 取付管は必ず「つば広」を使用し90°支管をもって接続すること。</p> <p>(2) 取付管の固定 取付管の固定にあたっては、同様に偏芯等の異常を起こさないようにするため、本管と同様に固定して施工すること。 管の両側に木杭を打ち込み番線で固定し転厚後に番線切断する。 (管の固定の詳細については、3-3-6(4)管の固定(p.3-13)を参照)</p> <p>(3) 取付管の本管接続方法 取付管勾配は原則として、取付管径φ100mm～20%、φ125mm～17%、150mm～15%とする。 <u>取付管が、別の埋設物と交差し支障になる場合は、本管から直管の立ち上げにて調節する。</u> 本管に取付管を接続するとき、せん孔位置は、本管横断面の中心線より45°上方に取付ける。</p>	本管径		管底差	φ300mm以下のとき	→	70cm以上	φ350mm以上のとき	→	90cm以上	本管径		副管径	φ200mm	→	φ125mm	φ250mm～φ300mm	→	φ150mm	φ350mm～φ400mm	→	φ200mm	<p>3-3-9 その他</p> <p>(1) 縦断図の表記 原則として、管路下流側から管路上流側を見た断面図とする。 ガス管・水道管・汚水管・雨水管等が交差する場合は、縦断図にその管種・管径、及び管外面の高さと、クリアランスを各々明記するものとする。</p> <p>(2) 縦断図の柱状図の表記 柱状図に年度・番号を記入する。</p> <p>(3) 副管 ① 副管は汚水管において、本管及び管底差が次の場合に設置する。 表 3-3-5</p> <table border="1" data-bbox="1332 472 1908 544"> <thead> <tr> <th>本管径</th> <th></th> <th>管底差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ300mm以下のとき</td> <td>→</td> <td>70cm以上</td> </tr> <tr> <td>φ350mm以上のとき</td> <td>→</td> <td>90cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3-3-6</p> <table border="1" data-bbox="1332 592 1908 687"> <thead> <tr> <th>本管径</th> <th></th> <th>副管径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ200mm</td> <td>→</td> <td>φ125mm</td> </tr> <tr> <td>φ250mm～φ300mm</td> <td>→</td> <td>φ150mm</td> </tr> <tr> <td>φ350mm～φ400mm</td> <td>→</td> <td>φ200mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>② マンホール内副管とする。マンホールサイズは、同一マンホール内に2箇所以上の副管が設置されるときは、2号マンホールを最小とする。</p> <p>③ 施工上の理由により、マンホール内に30cm張り出すこととする。</p> <p>(4) 地下埋設物の表示 下水道管の内、本管及び取付管については、その位置をマンホールや柵から確認可能なため、管種を問わず保安表示を省略する。なお、圧送管については全てについて保安表示を行う。</p> <p>3-4 取付管・公共柵</p> <p>3-4-1 取付管</p> <p>(1) 取付管の使用材料 取付管は下水道用硬質塩化ビニル管φ100mmを標準とし、本管の中心線と直角に取付ける。 取付管は必ず「つば広」を使用し90°支管をもって接続すること。</p> <p>(2) 取付管の固定 取付管の固定にあたっては、同様に偏芯等の異常を起こさないようにするため、本管と同様に固定して施工すること。 管の両側に木杭を打ち込み番線で固定し転厚後に番線切断する。 (管の固定の詳細については、3-3-6(4)管の固定(p.3-13)を参照)</p> <p>(3) 取付管の本管接続方法 取付管勾配は原則として、取付管径φ100mm～20%、φ125mm～17%、150mm～15%とする。 <u>取付管位置のうち、雨水管が埋設される側は、直感の立ち上げにて調節する。</u> 本管に取付管を接続するとき、せん孔位置は、本管横断面の中心線より45°上方に取付ける。</p>	本管径		管底差	φ300mm以下のとき	→	70cm以上	φ350mm以上のとき	→	90cm以上	本管径		副管径	φ200mm	→	φ125mm	φ250mm～φ300mm	→	φ150mm	φ350mm～φ400mm	→	φ200mm
本管径		管底差																																										
φ300mm以下のとき	→	70cm以上																																										
φ350mm以上のとき	→	90cm以上																																										
本管径		副管径																																										
φ200mm	→	φ125mm																																										
φ250mm～φ300mm	→	φ150mm																																										
φ350mm～φ400mm	→	φ200mm																																										
本管径		管底差																																										
φ300mm以下のとき	→	70cm以上																																										
φ350mm以上のとき	→	90cm以上																																										
本管径		副管径																																										
φ200mm	→	φ125mm																																										
φ250mm～φ300mm	→	φ150mm																																										
φ350mm～φ400mm	→	φ200mm																																										

改正後

改正前

P3-17

- 取付管の支管は、その本管種別に合う接着剤（HP～二液混合接着剤、VU～塩ビ用接着剤、RP～RP用接着剤）を支管に塗布した後下水道本管に固着し、番線（番線が巻けない場合はアンカーボルト）で固定する。
- (4) 取付管をマンホールに取付する場合
マンホールの直壁に取付する場合は、取付支管を使用して施工すること。取付支管は、ドレンタイト及び番線又はアンカーボルトにて固定すること。なお、管底差が60cm以上ある場合は、副管を設置すること(図3-4-1-1参照)。副管を使用する場合は、人孔接合部にマンホール継手を使用すること。

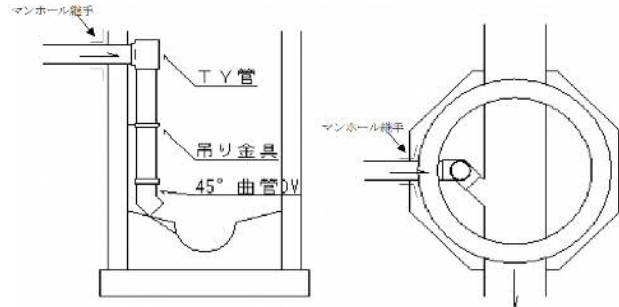


図 3-4-1-1

- (5) 取付管を中間スラブマンホールに直接接続する場合
①両側から取付管をする場合

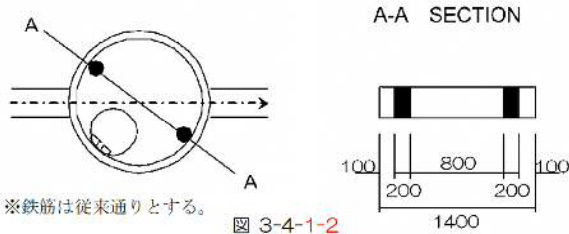


図 3-4-1-2

- ②片側のみ取付とする場合

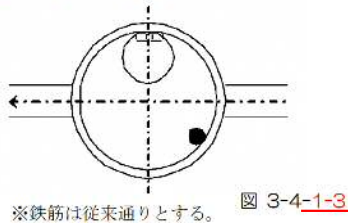


図 3-4-1-3

P3-17

- 取付管の支管は、その本管種別に合う接着剤（HP～二液混合接着剤、VU～塩ビ用接着剤、RP～RP用接着剤）を支管に塗布した後下水道本管に固着し、番線（番線が巻けない場合はアンカーボルト）で固定する。
- (4) 取付管をマンホールに取付する場合
マンホールの直壁に取付する場合は、取付支管を使用して施工すること。取付支管は、ドレンタイト及び番線又はアンカーボルトにて固定すること。なお、管底差が60cm以上ある場合は、副管を設置すること(図3-4-1参照)。副管を使用する場合は、人孔接合部にマンホール継手を使用すること。

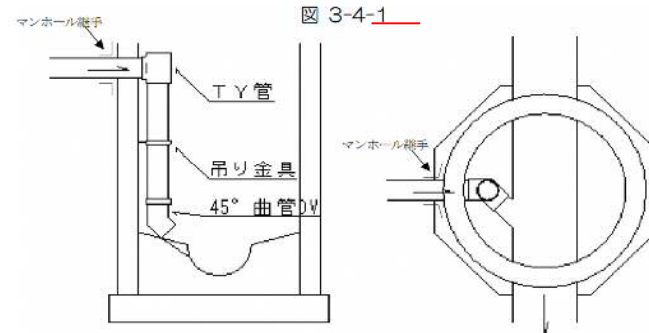


図 3-4-1

- (5) 取付管を中間スラブマンホールに直接接続する場合
①両側から取付管をする場合

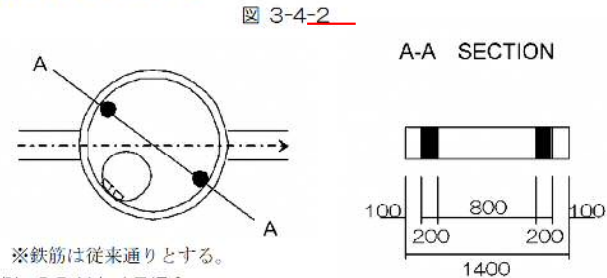


図 3-4-2

- ②片側のみ取付とする場合

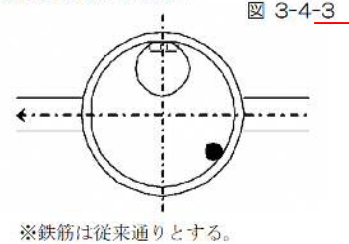


図 3-4-3

改正後

改正前

P3-18

3-4-2 汚水公共樹

(1) 汚水公共樹

- 汚水公共樹は1宅地につき1ヶ所とし、塩ビ樹+防護ハットとする。なお、塩ビ樹の蓋及び防護ハットの縁に、各々φ10mm程度のエア抜穴を開けること。
- 塩ビ公設樹はφ100mm×100mm-150mm、樹有効深1,200mm(道路用地境界FH-管底高)を標準とする。また、公設樹の高さは、道路用地境界の計画高(FH)+0.05mを原則とし、家屋建築等に伴う排水設備施工の接続時に立上り管を切断して正規の地盤高に高さ調整すること。また、公共樹深の出来形寸法は、計画高FH(蓋高-0.05m)-GLを記入すること(計画高FH上の防護ハット嵩上げ0.05m分を除く)。
- 防護ハットは铸铁製(苫小牧市仕様)とする。(標準図参照)
- 設置後に、公共樹の横に見出し杭(高さ約1m程度)を設置すること。

汚水公共樹標準図

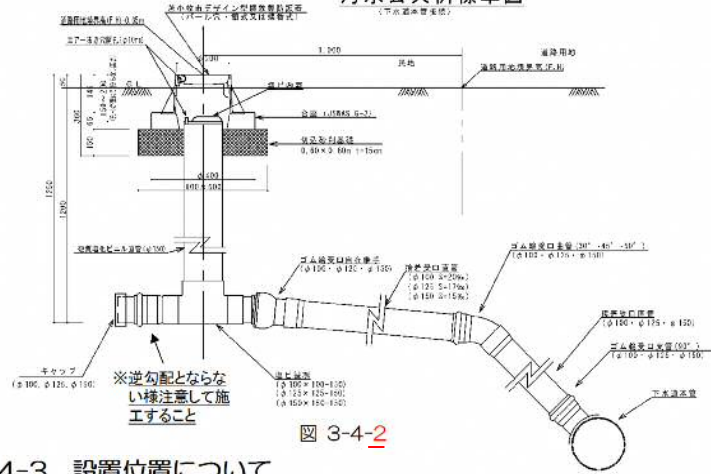


図 3-4-2

3-4-3 設置位置について

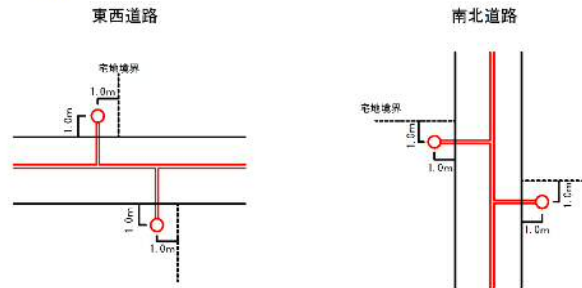


図 3-4-3

P3-18

3-4-2 汚水公共樹

(1) 汚水公共樹

- 汚水公共樹は1宅地につき1ヶ所とし、塩ビ樹+防護ハットとする。なお、塩ビ樹の蓋及び防護ハットの縁に、各々φ10mm程度のエア抜穴を開けること。
- 塩ビ公設樹はφ100mm×100mm-150mm、樹有効深1,200mm(道路用地境界FH-管底高)を標準とする。また、公設樹の高さは、道路用地境界の計画高(FH)+0.05mを原則とし、家屋建築等に伴う排水設備施工の接続時に立上り管を切断して正規の地盤高に高さ調整すること。また、公共樹深の出来形寸法は、計画高FH(蓋高-0.05m)-GLを記入すること(計画高FH上の防護ハット嵩上げ0.05m分を除く)。
- 防護ハットは铸铁製(苫小牧市仕様)とする。(標準図参照)
- 設置後に、公共樹の横に見出し杭(高さ約1m程度)を設置すること。

汚水公共樹標準図

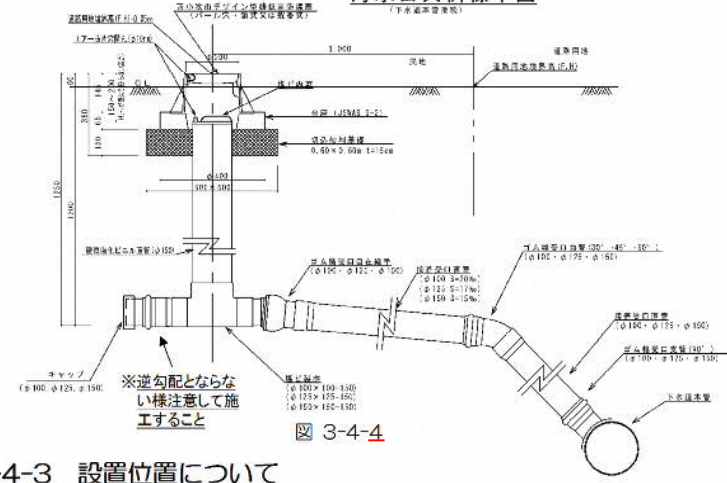
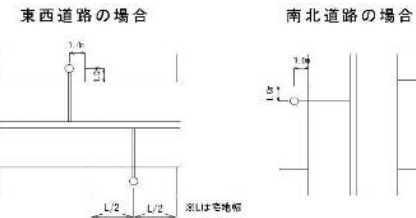


図 3-4-4

3-4-3 設置位置について

図 3-4-5



設置位置については、上図を基本とする。但し、一般的なものでは宅地が建て売り住宅、もしくは、住宅の配置が事前に確認のできる場合は、道路用地境界より1m宅地側の使用しやすい位置に設置する。

開発行為指導要綱

	改正後	改正前
<p>P3-20</p>	<p>開発行為者が管理する場合がある。(都市計画法 32 条、同法 39 条) また、施設を譲渡する場合、下水道管理システム(下水道台帳)の修正は、開発行為者が行うものとする。(開発行為者負担)</p> <p>(2) 施設譲渡までの間の管理費用等の負担 開発行為者が譲渡するまでの管理等に要する費用及び、譲渡のために要する費用は全て、開発行為者の負担とする(既設下水道管及び終末処理場に接続されない施設を除く)。</p> <p>(3) 下水道施設における開発行為者の管理する施設 開発行為者が管理する施設であっても、施設基準、検定、将来譲渡の際の手続きは、上記(1)、(2)と同様とする。</p> <p>3-5-3 その他 本要綱にない事項、また、疑義が生じた場合は上下水道部と協議し承認を得なければならない。</p> <p>3-6 開発行為許可書交付後のフローシート(下水道施設)</p>	<p>(2) 施設譲渡までの間の管理費用等の負担 開発行為者が譲渡するまでの管理等に要する費用及び、譲渡のために要する費用は全て、開発行為者の負担とする(既設下水道管及び終末処理場に接続されない施設を除く)。</p> <p>(3) 下水道施設における開発行為者の管理する施設 開発行為者が管理する施設であっても、施設基準、検定、将来譲渡の際の手続きは、上記(1)、(2)と同様とする。</p> <p>3-5-3 その他 本要綱にない事項、また、疑義が生じた場合は上下水道部と協議し承認を得なければならない。</p> <p>3-6 開発行為許可書交付後のフローシート(下水道施設)</p>

開発行為指導要綱

改 正 後		改 正 前	
P4-1	<p style="text-align: center;">第 4 章 附則</p> <p>4-1 附則</p> <p>平成 7 年 4 月 1 日 水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業設計基準制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業指導要綱一部追加・改正</p> <p>平成 13 年 5 月 7 日 下水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 18 年 4 月 20 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日 水道事業指導要綱及び設計基準一部改正</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 22 年 11 月 12 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日 上下水道部として、水道事業指導要綱及び設計基準と 下水道事業指導要綱を統合</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>令和 3 年 11 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正 苫小牧市押印・署名の 見直し に関する指針の策定に伴う様 式一部改正</p> <p><u>令和 5 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</u></p>	P4-1	<p style="text-align: center;">第 4 章 附則</p> <p>4-1 附則</p> <p>平成 7 年 4 月 1 日 水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業設計基準制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業指導要綱一部追加・改正</p> <p>平成 13 年 5 月 7 日 下水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 18 年 4 月 20 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日 水道事業指導要綱及び設計基準一部改正</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 22 年 11 月 12 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日 上下水道部として、水道事業指導要綱及び設計基準と 下水道事業指導要綱を統合</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>令和 3 年 11 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正 苫小牧市押印・署名の 見直し に関する指針の策定に伴う様 式一部改正</p>

開発行為指導要綱

改正後	改正前
<p>様式 3-1</p> <p style="text-align: right;"><u>苦上下水</u> 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>水道課</u> 担当)</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づく開発行為に伴う事前協議について (回答)</p> <p>このことについて、下記の事前協議事項を付して回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発行為申請予定場所 苦小牧市 町 丁目 番 号 地先</p> <p>2 事前協議の内容 別紙のとおり</p>	<p>様式 3-1</p> <p style="text-align: right;"><u>苦上下整</u> 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>水道整備課</u> 担当)</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づく開発行為に伴う事前協議について (回答)</p> <p>このことについて、下記の事前協議事項を付して回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発行為申請予定場所 苦小牧市 町 丁目 番 号 地先</p> <p>2 事前協議の内容 別紙のとおり</p>

開発行為指導要綱

改正後	改正前
<p>様式 4-1</p> <p style="text-align: right;"><u>苦上下下</u> 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市下水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部<u>下水道課</u> 担当)</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づく開発行為に伴う事前協議について (回答)</p> <p>このことについて、下記の事前協議事項を付して回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発行為申請予定場所 苦小牧市 町 丁目 番 号 地先</p> <p>2 事前協議の内容 別紙のとおり</p>	<p>様式 4-1</p> <p style="text-align: right;"><u>苦上下計</u> 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市下水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部<u>下水道計画課</u> 担当)</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づく開発行為に伴う事前協議について (回答)</p> <p>このことについて、下記の事前協議事項を付して回答します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発行為申請予定場所 苦小牧市 町 丁目 番 号 地先</p> <p>2 事前協議の内容 別紙のとおり</p>

開発行為指導要綱

改 正 後	改 正 前																								
<p>様式 7-1 都市計画法第 32 条の規定に基づく既存の公共施設管理者の同意について</p> <p style="text-align: right;">苦上下水 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>水道課</u> 担当)</p> <p>年 月 日付けで同意申請のあったこのことについて、下記のとおり同意 します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">開発行為場所</td> <td>苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 ※注 1</td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td>一般宅地分譲</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>施工予定期間</td> <td>開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで</td> </tr> <tr> <td>関係公共施設の名称</td> <td style="text-align: center;">水道施設</td> </tr> <tr> <td>協議の内容</td> <td>公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※注 1 開発行為地域内全ての地番を列挙すること。</p>	開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 ※注 1	開発行為の目的	一般宅地分譲	開発区域面積	m ²	施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで	関係公共施設の名称	水道施設	協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり	<p>様式 7-1 都市計画法第 32 条の規定に基づく既存の公共施設管理者の同意について</p> <p style="text-align: right;">苦上下整 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>水道整備課</u> 担当)</p> <p>年 月 日付けで同意申請のあったこのことについて、下記のとおり同意 します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">開発行為場所</td> <td>苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 ※注 1</td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td>一般宅地分譲</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>施工予定期間</td> <td>開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで</td> </tr> <tr> <td>関係公共施設の名称</td> <td style="text-align: center;">水道施設</td> </tr> <tr> <td>協議の内容</td> <td>公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※注 1 開発行為地域内全ての地番を列挙すること。</p>	開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 ※注 1	開発行為の目的	一般宅地分譲	開発区域面積	m ²	施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで	関係公共施設の名称	水道施設	協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり
開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 ※注 1																								
開発行為の目的	一般宅地分譲																								
開発区域面積	m ²																								
施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで																								
関係公共施設の名称	水道施設																								
協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり																								
開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 ※注 1																								
開発行為の目的	一般宅地分譲																								
開発区域面積	m ²																								
施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで																								
関係公共施設の名称	水道施設																								
協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり																								

開発行為指導要綱

改 正 後	改 正 前																								
<p>様式 8-1</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づく既存の公共施設管理者の同意について</p> <p style="text-align: right;">苦上下下 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市下水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>下水道課</u> 担当)</p> <p>年 月 日付で同意申請のあったこのことについて、下記のとおり同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">開発行為場所</td> <td style="width:85%;">苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 <small style="float: right;">※注 1</small></td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td>一般宅地分譲</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>施工予定期間</td> <td>開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで</td> </tr> <tr> <td>関係公共施設の名称</td> <td style="text-align: center;">下水道施設</td> </tr> <tr> <td>協議の内容</td> <td>公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり</td> </tr> </table> <p><small>※注 1 開発行為地域内全ての地番を列挙すること。</small></p>	開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 <small style="float: right;">※注 1</small>	開発行為の目的	一般宅地分譲	開発区域面積	m ²	施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで	関係公共施設の名称	下水道施設	協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり	<p>様式 8-1</p> <p>都市計画法第 32 条の規定に基づく既存の公共施設管理者の同意について</p> <p style="text-align: right;">苦上下下計 第 号 年 月 日</p> <p>開発行為申請者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">苦小牧市下水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>下水道計画課</u> 担当)</p> <p>年 月 日付で同意申請のあったこのことについて、下記のとおり同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">開発行為場所</td> <td style="width:85%;">苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 <small style="float: right;">※注 1</small></td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td>一般宅地分譲</td> </tr> <tr> <td>開発区域面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>施工予定期間</td> <td>開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで</td> </tr> <tr> <td>関係公共施設の名称</td> <td style="text-align: center;">下水道施設</td> </tr> <tr> <td>協議の内容</td> <td>公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり</td> </tr> </table> <p><small>※注 1 開発行為地域内全ての地番を列挙すること。</small></p>	開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 <small style="float: right;">※注 1</small>	開発行為の目的	一般宅地分譲	開発区域面積	m ²	施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで	関係公共施設の名称	下水道施設	協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり
開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 <small style="float: right;">※注 1</small>																								
開発行為の目的	一般宅地分譲																								
開発区域面積	m ²																								
施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで																								
関係公共施設の名称	下水道施設																								
協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり																								
開発行為場所	苦小牧市 町 丁目 番 号 地先 <small style="float: right;">※注 1</small>																								
開発行為の目的	一般宅地分譲																								
開発区域面積	m ²																								
施工予定期間	開発行為許可日 から 開発行為工事完了日 まで																								
関係公共施設の名称	下水道施設																								
協議の内容	公共施設の管理者等に関する協議の経過書(別添)のとおり																								

開発行為指導要綱

改 正 後	改 正 前
<p>様式 11</p> <p style="text-align: right;">苦<u>上下水</u> 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部<u>水道課</u> 担当)</p> <p style="text-align: center;">設計審査及び工事監督依頼について (回答)</p> <p>年 月 日付で依頼のあった、下記開発行為地区の水道施設工事について審査した結果、設計図書、設計内容とも適当と認められますので、これを承認いたします。</p> <p>なお、工事に際しては、監督員と協議のうえ施工するようお願いいたします。工事監督費は、別紙納付書にて上下水道部<u>水道窓口課</u>または市内の銀行で納入願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事施工場所 苦小牧市 町 丁目 番 号地先</p> <p>2 工事名 工事 (開発行為者の方で付けた名称)</p> <p>3 工事期間及び開発行為完了 工事監督費納入日から 年 月 日</p> <p>4 工事監督費 一金 ¥ 円 (消費税等相当額含む)</p> <p>5 納入期限 年 月 日</p>	<p>様式 11</p> <p style="text-align: right;">苦<u>上下整</u> 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部<u>水道整備課</u> 担当)</p> <p style="text-align: center;">設計審査及び工事監督依頼について (回答)</p> <p>年 月 日付で依頼のあった、下記開発行為地区の水道施設工事について審査した結果、設計図書、設計内容とも適当と認められますので、これを承認いたします。</p> <p>なお、工事に際しては、監督員と協議のうえ施工するようお願いいたします。工事監督費は、別紙納付書にて上下水道部<u>営業課窓口</u>または市内の銀行で納入願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事施工場所 苦小牧市 町 丁目 番 号地先</p> <p>2 工事名 工事 (開発行為者の方で付けた名称)</p> <p>3 工事期間及び開発行為完了 工事監督費納入日から 年 月 日</p> <p>4 工事監督費 一金 ¥ 円 (消費税等相当額含む)</p> <p>5 納入期限 年 月 日</p>

開発行為指導要綱

改 正 後	改 正 前																																
<p>様式 13</p> <p style="text-align: center;">水道施設工事完了届及び検査依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>苫小牧市水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文 様</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 会社名</p> <p>都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">完 了 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開 発 許 可 番 号</td> <td>年 月 日 許可番号第 一 号</td> </tr> <tr> <td>開 発 行 為 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>苫小牧市 町 丁目 番 号地先</td> </tr> <tr> <td>水 道 施 設 工 事 名</td> <td style="text-align: right;">工 事</td> </tr> <tr> <td>検 査 依 頼 予 定 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに工事監督員に提出すること。 3 下欄は記入しないこと。</p> <p>上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部<u>水道管理主幹</u>に検定を依頼する。</p> <p>工事監督員 上下水道部<u>水道課管理係</u> 職 氏名 印</p> <p>検定依頼受理 検 査 員 上下水道部<u>水道管理主幹</u> 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">検 査 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検 査 結 果</td> <td style="text-align: center;">合 否</td> </tr> </table>	完 了 年 月 日	年 月 日	開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号	開 発 行 為 者		工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先	水 道 施 設 工 事 名	工 事	検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	合 否	<p>様式 13</p> <p style="text-align: center;">水道施設工事完了届及び検査依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>苫小牧市水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文 様</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 会社名</p> <p>都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">完 了 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開 発 許 可 番 号</td> <td>年 月 日 許可番号第 一 号</td> </tr> <tr> <td>開 発 行 為 者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>苫小牧市 町 丁目 番 号地先</td> </tr> <tr> <td>水 道 施 設 工 事 名</td> <td style="text-align: right;">工 事</td> </tr> <tr> <td>検 査 依 頼 予 定 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに工事監督員に提出すること。 3 下欄は記入しないこと。</p> <p>上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部水道整備課長に検定を依頼する。</p> <p>工事監督員 上下水道部<u>水道整備課計画係</u> 職 氏名 印</p> <p>検定依頼受理 検 査 員 上下水道部<u>水道整備課長</u> 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">検 査 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検 査 結 果</td> <td style="text-align: center;">合 否</td> </tr> </table>	完 了 年 月 日	年 月 日	開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号	開 発 行 為 者		工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先	水 道 施 設 工 事 名	工 事	検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	合 否
完 了 年 月 日	年 月 日																																
開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号																																
開 発 行 為 者																																	
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先																																
水 道 施 設 工 事 名	工 事																																
検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日																																
検 査 年 月 日	年 月 日																																
検 査 結 果	合 否																																
完 了 年 月 日	年 月 日																																
開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号																																
開 発 行 為 者																																	
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先																																
水 道 施 設 工 事 名	工 事																																
検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日																																
検 査 年 月 日	年 月 日																																
検 査 結 果	合 否																																

開発行為指導要綱

改 正 後	改 正 前																																
<p>様式 14</p> <p style="text-align: center;">下水道施設工事完了届及び検査依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文 様</p> <p style="text-align: center;">開発行為者 住所 氏名</p> <p>都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">完 了 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開 発 許 可 番 号</td> <td>年 月 日 許可番号第 一 号</td> </tr> <tr> <td>工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>苫小牧市 町 丁目 番 号地先</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 施 設 工 事 名</td> <td style="text-align: right;">工 事</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 工 事 施 工 業 者</td> <td>住 所 会社名 代表者</td> </tr> <tr> <td>検 査 依 頼 予 定 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに提出すること。 3 下欄は記入しないこと。</p> <p>上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部<u>下水道管理主幹</u>に検定を依頼する。</p> <p>担当者 上下水道部<u>下水道課</u>管理係 職 氏名 印</p> <p>検定依頼受理</p> <p>検 査 員 上下水道部<u>下水道管理主幹</u> 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">検 査 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検 査 結 果</td> <td style="text-align: center;">合 否</td> </tr> </table>	完 了 年 月 日	年 月 日	開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号	工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先	下 水 道 施 設 工 事 名	工 事	下 水 道 工 事 施 工 業 者	住 所 会社名 代表者	検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	合 否	<p>様式 14</p> <p style="text-align: center;">下水道施設工事完了届及び検査依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文 様</p> <p style="text-align: center;">開発行為者 住所 氏名</p> <p>都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">完 了 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開 発 許 可 番 号</td> <td>年 月 日 許可番号第 一 号</td> </tr> <tr> <td>工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td>苫小牧市 町 丁目 番 号地先</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 施 設 工 事 名</td> <td style="text-align: right;">工 事</td> </tr> <tr> <td>下 水 道 工 事 施 工 業 者</td> <td>住 所 会社名 代表者</td> </tr> <tr> <td>検 査 依 頼 予 定 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに提出すること。 3 下欄は記入しないこと。</p> <p>上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部下水道計画課長に検定を依頼する。</p> <p>担当者 上下水道部<u>下水道計画課</u>管理係 職 氏名 印</p> <p>検定依頼受理</p> <p>検 査 員 上下水道部<u>下水道計画課長</u> 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">検 査 年 月 日</td> <td style="width:80%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検 査 結 果</td> <td style="text-align: center;">合 否</td> </tr> </table>	完 了 年 月 日	年 月 日	開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号	工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先	下 水 道 施 設 工 事 名	工 事	下 水 道 工 事 施 工 業 者	住 所 会社名 代表者	検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	合 否
完 了 年 月 日	年 月 日																																
開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号																																
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先																																
下 水 道 施 設 工 事 名	工 事																																
下 水 道 工 事 施 工 業 者	住 所 会社名 代表者																																
検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日																																
検 査 年 月 日	年 月 日																																
検 査 結 果	合 否																																
完 了 年 月 日	年 月 日																																
開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号																																
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先																																
下 水 道 施 設 工 事 名	工 事																																
下 水 道 工 事 施 工 業 者	住 所 会社名 代表者																																
検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日																																
検 査 年 月 日	年 月 日																																
検 査 結 果	合 否																																

開発行為指導要綱

改正後	改正前
<p>様式 15</p> <p style="text-align: center;">水道施設に関する工事の検査済証</p> <p style="text-align: right;">苦上下水 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部水道課 担当)</p> <p>下記の水道施設に関する工事は、年 月 日 検査の結果、 都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為の内容に適合していることを証明 します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発許可番号 年 月 日 許可番号第 一 号</p> <p>2 許可を受けた者の住所及び氏名 住 所 会社名 代表者</p> <p>3 工事を完了した公共施設が存する開発区域または工区に含まれる地域の名称 苦小牧市 町 丁目 番 号地先</p> <p>4 水道施設概要 (竣工数量)</p> <p>D I P (T) φ mm L = m D I P (T) φ mm L = m D I P (T) φ mm L = m 消火栓 D I P (T) φ mm L = m 消火栓 (スワン型、単口) 基 給水管取出し PP φ mm 戸 既設配水管敷設替え D I P (T) φ mm L = m</p>	<p>様式 15</p> <p style="text-align: center;">水道施設に関する工事の検査済証</p> <p style="text-align: right;">苦上下整 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">苦小牧市水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部水道整備課 担当)</p> <p>下記の水道施設に関する工事は、年 月 日 検査の結果、 都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為の内容に適合していることを証明 します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発許可番号 年 月 日 許可番号第 一 号</p> <p>2 許可を受けた者の住所及び氏名 住 所 会社名 代表者</p> <p>3 工事を完了した公共施設が存する開発区域または工区に含まれる地域の名称 苦小牧市 町 丁目 番 号地先</p> <p>4 水道施設概要 (竣工数量)</p> <p>D I P (T) φ mm L = m D I P (T) φ mm L = m D I P (T) φ mm L = m 消火栓 D I P (T) φ mm L = m 消火栓 (スワン型、単口) 基 給水管取出し PP φ mm 戸 既設配水管敷設替え D I P (T) φ mm L = m</p>

開発行為指導要綱

改正後	改正前
<p>様式 16</p> <p>下水道施設に関する工事の検査済証</p> <p style="text-align: right;">苦上下下 第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">苦小牧市下水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>下水道課</u> 担当)</p> <p>下記の下水道施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果、 都市計画法第29条の規定による開発行為の内容に適合していることを証明 します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発許可番号 年 月 日 許可番号第 号</p> <p>2 許可を受けた者の住所及び氏名 住 所 会社名 代表者</p> <p>3 工事を完了した公共施設が存する開発区域または工区に含まれる地域の名称 苦小牧市 町 丁目 番 号地先</p> <p>4 下水道施設概要 (竣工数量)</p> <p>汚水管 RPφ mm L= m</p> <p>雨水管 RPφ mm L= m</p> <p>雨水管 HPφ mm L= m</p> <p>号人孔 内径φ mm 基 (汚水 基、雨水 基)</p> <p>号人孔 内径φ mm 基 (汚水 基、雨水 基)</p> <p>塩ビマンホール(φ300mm) 基 (汚水)</p> <p>汚水取付管及び公共樹 VUφ , 塩ビ樹φ - mm 箇所</p>	<p>様式 16</p> <p>下水道施設に関する工事の検査済証</p> <p style="text-align: right;">苦上下計 第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">苦小牧市下水道事業 苦小牧市長 岩倉 博文 (上下水道部 <u>下水道計画課</u> 担当)</p> <p>下記の下水道施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果、 都市計画法第29条の規定による開発行為の内容に適合していることを証明 します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開発許可番号 年 月 日 許可番号第 号</p> <p>2 許可を受けた者の住所及び氏名 住 所 会社名 代表者</p> <p>3 工事を完了した公共施設が存する開発区域または工区に含まれる地域の名称 苦小牧市 町 丁目 番 号地先</p> <p>4 下水道施設概要 (竣工数量)</p> <p>汚水管 RPφ mm L= m</p> <p>雨水管 RPφ mm L= m</p> <p>雨水管 HPφ mm L= m</p> <p>号人孔 内径φ mm 基 (汚水 基、雨水 基)</p> <p>号人孔 内径φ mm 基 (汚水 基、雨水 基)</p> <p>塩ビマンホール(φ300mm) 基 (汚水)</p> <p>汚水取付管及び公共樹 VUφ , 塩ビ樹φ - mm 箇所</p>